

平成30年第2回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成30年6月13日 午前10時00分開議

出席議員

| | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 議長 | 22番 | 海老澤 | 勝君 |
| 副議長 | 14番 | 石松俊雄 | 君 |
| | 1番 | 田村泰之 | 君 |
| | 2番 | 村上寿之 | 君 |
| | 3番 | 石井栄 | 君 |
| | 4番 | 小松崎均 | 君 |
| | 5番 | 菅井信 | 君 |
| | 6番 | 畑岡洋二 | 君 |
| | 7番 | 橋本良一 | 君 |
| | 8番 | 石田安夫 | 君 |
| | 9番 | 蛭澤幸一 | 君 |
| | 10番 | 野口圓 | 君 |
| | 11番 | 藤枝浩 | 君 |
| | 12番 | 飯田正憲 | 君 |
| | 13番 | 西山猛 | 君 |
| | 15番 | 萩原瑞子 | 君 |
| | 16番 | 横倉きん | 君 |
| | 18番 | 大関久義 | 君 |
| | 19番 | 市村博之 | 君 |
| | 20番 | 小藺江一三 | 君 |
| | 21番 | 石崎勝三 | 君 |

欠席議員

17番 大貫千尋君

出席説明者

| | | |
|-----|------|---|
| 市長 | 山口伸樹 | 君 |
| 副市長 | 近藤慶一 | 君 |
| 教育長 | 今泉寛 | 君 |

| | |
|------------|--------|
| 市長公室長 | 塩畑正志君 |
| 総務部長 | 中村公彦君 |
| 市民生活部長 | 石井克佳君 |
| 保健福祉部長 | 下条かをる君 |
| 産業経済部長 | 古谷茂則君 |
| 都市建設部長 | 大森満君 |
| 上下水道部長 | 市村勝巳君 |
| 市立病院事務局長 | 友水邦彦君 |
| 教育次長 | 小田野恭子君 |
| 消防長 | 安達裕一君 |
| 笠間支所長 | 渡部明君 |
| 岩間支所長 | 伊勢山裕君 |
| 環境保全課長 | 滝田憲二君 |
| 環境保全課長補佐 | 小里貴樹君 |
| 財政課長 | 木村成治君 |
| 契約検査室長 | 鶴田宏之君 |
| 消防本部総務課長 | 鈴木一也君 |
| 消防本部総務課長補佐 | 石井健寿君 |
| 都市計画課長 | 持丸公伸君 |
| 都市計画課長補佐 | 伊藤浩君 |
| 税務課長 | 山崎由美子君 |
| 税務課長補佐 | 藤田優君 |
| 空家政策推進室長 | 磯山浩行君 |
| 下水道課長 | 安達正一君 |
| 下水道課長補佐 | 小松哲治君 |
| 商工観光課長 | 川又信彦君 |
| 商工観光課長補佐 | 横田繁稔君 |
| 観光戦略室長 | 菅谷清二君 |
| 農政課長 | 金木雄治君 |
| 農政課長補佐 | 細谷敦君 |
| 農政企画室長 | 高久和一君 |
| 企画政策課長 | 北野高史君 |
| 企画政策課長補佐 | 稲田和幸君 |

出席議会事務局職員

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 渡 辺 光 司 |
| 次 長 | 堀 越 信 一 |
| 次 長 補 佐 | 若 月 一 |
| 係 長 | 神 長 利 久 |
| 主 幹 | 塩 田 拓 生 |

議 事 日 程 第 4 号

平成30年6月13日（水曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。

定刻前ではございますが、会議を始めたいと思います。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。17番大貫千尋君が欠席しております。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりです。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては資料のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番西山 猛君、14番石松俊雄君を指名いたします。

一般質問

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問一括答弁方式及び一問一答方式のいずれかの方式を選択してください。

なお、一問一答方式では、質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入ってくださいようお願いいたします。

また、発言時間は、一問一答方式につきましては、質問、答弁合わせて60分以内とし、一括質問一括答弁方式では、質問時間を30分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部とも、わかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めていただきたいと思います。

それでは、最初に、14番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔14番 石松俊雄君登壇〕

○14番（石松俊雄君） 14番、市政会の石松です。議長より許可をいただきましたので、通告に従って一問一答方式で質問をいたします。

まず、1問目についてであります。入札制度改革について、平成26年10月、さらには平成27年12月の議会にも、談合問題とあわせて一般質問で取り上げさせていただいております。その際にご答弁いただいたことも含めて、今回は、業務委託契約に関する入札制度のあり方について質問をさせていただきます。

地方自治法には、売買、貸借請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結するものとする。さらに、指名競争入札、随意契約または競り売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができると書かれております。つまり地方自治体にとって契約というのは、一般競争入札が原則であって、準備に多くの作業時間が必要だとか、地域経済、地元事業者への影響等々を考えると、指名競争入札や随意契約による入札でもいいですよと定められているわけでありまして。

その上で、笠間市の業務委託については、行政みずから行うべき業務を行政にはないすぐれた特性を持った第三者に委ねるといった性質であることから、原則として不特定多数

の参加者を募る一般競争入札ではなく、信用や誠実さが確保される指名競争入札をしている。ただし予定価格50万円未満の場合や、その性質または目的が競争入札には適しないものなど、地方自治法施行令第167条の2に該当する場合には随意契約しているという、これまでそういう説明がありました。そこで、3月13日に行われました友部地区可燃ごみ収集運搬業務委託契約の入札についてお伺いをいたします。

入札には、2社が参加をし、第1回入札でA社6,700万円、B社8,000万円、さらに第2回入札でA社6,500万円、B社7,990万円、それでも決まらず、A社による第1回見積もり6,300万円、第2回6,100万円、3回見積もり6,000万円、結果、予定価格に達しなかったため不調となっております。この不調の原因、すなわち予定価格になぜ達しなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 14番石松議員のご質問にお答えをいたします。

まず、3月13日の入札不調の原因はとのご質問でございますが、最も大きな要因といたしましては、業務で必要とする車両の台数が、想定収集量やあるいは収集の箇所数の増加によりまして、市の積算と事業者の見積もりに差があったことが原因と認識をしております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それでは、3月13日の入札とその以降、3月28日に入札を行われています。13日の場合は、契約期間が平成30年4月1日から3月31日、1年間ですね、28日の入札は、平成30年4月1日から12月31日までと、これ契約期間が違っているわけですが、この期間が違うのはなぜでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 13日の入札と28日の入札におきまして、契約期間の違いが生じたことについてでございますが、13日の入札が不調となりまして、その原因等を勘案しまして積算の内容を見直しましたところ、変更の必要があるという考え方で設計をいたしました。その設計額が債務負担行為限度額を超えてしまう状況にございました。

4月1日以降の友部地区のごみ収集を適切に行っていく必要があることから、期間を債務負担行為限度額、つまり予算額の範囲内と積算をしまして9カ月としたものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 予定価格の算出根拠について伺いたいのですけれども、予定価格というのは、市場価格方式と原価計算方式に分類をされております。物品を買う、物を買う場合だとか、それから借り入れをする場合の借り入れ契約だとか、そういう場合は市場価格方式がとられますが、今回のこの契約の場合は、いわゆる原価計算方式によるものだと思います。人件費、材料費、経費等々で算出をされると思うのですが、今回の場合、

先ほど収集箇所がふえたとか、車両数の問題、車両の数が違ったというようなお話がございましたけれども、今回の場合の予定価格の算出根拠というのはどうだったのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 今回の予定価格の算出根拠でございますが、委任業務、委託でございますので、業者から、複数社から参考見積もりをとりまして、その内容を参考とした上で、今、ご質問の中にもございましたように、例えば、人件費であれば県の労務単価等を用いるなどをいたしまして設計の金額を算定してございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ということは、その参考見積もりを数社からとってというふうにおっしゃられたわけですが、今般の不調に終わったということの原因を含めて、この予定価格の算出の仕方に問題があったということはできないのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） ただいま申し上げました、例えば、収集運搬業務で事業者が使用する台数等につきましては、これまでの実績あるいは収集内容をもとに積算を行うものでございます。使用する車両の台数につきましては、入札前に確認していただく業務仕様書には具体的な台数は記載はしてございませんで、想定される収集量ですとか、収集箇所あるいは車両1台当たりの人員等について記載をしてございます。これまでの状況を鑑みまして、今般の積算につきましては、参考見積もり等を徹しながら適正な設計だったと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 今回のやつが適正化どうかということもあるのですけれども、つまりこの問題を通して、予定価格の出し方については、今後、変えたということでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 例えば、今回の積算につきましては、統計的に友部地区の4月から12月の収集量は、近年増加傾向にございまして、また、収集箇所数についても増加していたという事実がございました。それをもって、直ちに設計に反映すべきかどうかということは判断の分かれるところ、検討する必要があると思いますが、設計の方法につきましては、変更するというのではなく、その精度を高めまして、参考見積もりがいかであるのか、あるいは収集量、収集箇所数がそのときの積算に合っているのか、そういった精度を高めてまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 精度を高めるということは、つまり量だけでは判断できないということを、今、部長がおっしゃられたわけですが、そこの考え方というのを変え

なければ精度は高まらないのじゃないですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 考え方と申しますか、その見積もりの仕方につきましては、よりさまざまな情報を収集しまして、適正な設計価格にしていきたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そのさまざまな情報の中身ですよ、今までと結局同じになってしまうのじゃないですか。量ではだめだと、要するに、量だけではなくて収集箇所や車両数ということが具体的にわからないとだめだったんだということが、今回の不調の原因から明らかになったことで、私はあると思うのです。そうすると、その辺のところの考え方きちんとしていかないと、また同じような問題が起こるんじゃないでしょうか。この件については、以上で終わりますけれども。

次に、今回の指名業者の選定方法というのはいかがだったのでしょうか、これまでの質問の答弁の中では、いわゆる指名業者を選定する場合は、その入札案件の主管課の課長が入札参加者名簿に登載されている者の中から入札金額に応じた業者数を選定をして、それを指名選考委員会に主管の課長のほうから推薦をすると、そして指名選考委員会の中で検討されて指名業者というのが決まるといふふうに伺っているわけですが、今回の場合はどうだったのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 今回の指名業者の選定方法でございますが、廃棄物処法の施行令におきまして、市町村が一般廃棄物の収集運搬をする委託の場合の基準としまして、受託者が受託業務を遂行するに至る施設、人員等を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることとの条文がございます。このため、過去に本市におきまして、一般廃棄物収集運搬業務の受託実績のある業者から履行可能な事業者をまず選定いたしまして、それをもって、笠間市建設工事等入札参加業者選考委員会に推薦をし、そこにおいて決定をした次第でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それでは、指名業者の選定方法についてはわかりましたけれども、次に、ごみ収集運搬業務の委託契約の状態についてなのですが、私は、これまでの状況を見まして、ダンピング、いわゆる過当競争状態にあるのじゃないかというふうに認識をしているわけですが、この状態については、執行部としては、どのように捉えているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） ごみ収集運搬業務の委託契約に関するダンピング、過当競争という、その現状というご質問でございますが、廃棄物処理法施行令に規定する委託

基準では、先ほども申し上げましたが、業務の遂行に至る施設、人員や業務に関する相当の経験を有する適切なものに対して委託をする、そういった受託者についての要件に加えまして、受託料が受託業務を遂行するに足る額であることが定められてございます。

さらに、入札の仕様書には、業務で使用する車両は、受託者が業務内容を勘案した上で適切な車種、数量を計上することとしておりまして、また、仕様書にございます廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法その他関係法令や市長の指示事項等を遵守するという項目がございまして、事業遂行に必要な額という考えも含んだ形で事業者の方におかれましては入札額を積算し、応札していただいたものと考えているところでございます。

ごみ収集運搬業務委託の入札におきましては、平成28年に行いました入札の一部に、落札率の低いものもございました。しかし、その入札につきましては、適切に執行された結果と考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 少しダンピングがあるかどうかということをお聞きしたいのですけれども、その前にちょっとお伺いをしたいのですけれども、いわゆる笠間の入札の結果を見たときに、取り抜けによる不参加というのが時々結果として出てまいります。笠間市の場合は、この取り抜け、自治体によっては、一抜け方式というふうにいわれているのですけれども、同日に開札する競争入札において一つの事業、契約をとったらその業者はもう参加をしない、あるいは無効にするというそういう方式なのですけれども、笠間市としてはこの方式を採用しているのでしょうか、もし採用しているとすれば、このごみ収集運搬業務委託契約に関してもこのことについてはやっているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 取り抜け方式でございましてけれども、笠間市でも必要に応じて取り抜け方式を採用してございます。この廃棄物処理に関する委託についてでございますが、こちらにおきましても、これまで取り抜け方式を採用してございます。これは、同一事業者が複数の地区にまたがってその業務を受注することは、収集エリアが過大になることから、業務の受託を同一地区とする取り抜け方式を採用してございました。

ただ、同一地区内でも、家電ごみと不燃、資源ごみ、そういったものの受託を可能としてございまして、それは同一地区内におけるごみの収集曜日が重ならないことが多く、また、それぞれの業務におきまして、収集するごみの集積所の場所がほぼ共通でございまして、同一業者による受託も支障がないと判断して、そういった手法をとってございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 取り抜け方式を採用されているというふうにおっしゃられました。これどういうときに採用して、どういうときに採用しないのかということをお聞きをしたいところなのですけれども、そのことはちょっとおいておいて、今回の場合、取り抜け

方式を採用されたと、私、今回、平成28年の契約をされる前の契約を見てみました。これは平成25年3月6日に入札がされております。ただ、例えば、笠間地区可燃物収集業務資源物抛出处理業務委託というふうになっておりまして、今回の可燃ごみ等収集運搬業務委託というふうに名称が違っているので、多分委託業務の内容が若干違う部分があるかとは思いますが、ただ、笠間地区の場合の落札率は、これ90.2%だったんですね。友部地区の可燃物資源物収集業務委託は落札率99.97%なんですね。それから岩間地区、これは地区二つに分けられておりまして、2社が落札をしておりますけれども、そのうちの1社は予定価格の100%、それからもう1社は予定価格の99.4%で落札をしているわけです。これが平成28年2月29日、それから岩間だけは、平成28年3月11日になっておりますが、先ほど部長の答弁の中にも幾つか数字は出てきましたけれども、例えば、笠間地区の可燃ごみ等収集運搬業務委託、落札率63.5%ですよ、前は90.2%でしょう。それから友部地区可燃ごみ等運搬処理委託業務これ落札率74.5%、それから岩間地区は95.5%ですよ。不燃ごみも見ても同じです。笠間の場合は46.2%、それから友部は62.7%、それから岩間は89.0%です。業務委託を受ける受託者側の見積もりだとか、そういうものについて問題があったかどうかということは別ですよ。ただ、この落札の数字を見る限りでは、私は、ダンピングになっているかどうかはわかりませんが、過当競争状態にあって、これが先般の業務委託契約期間中に事業が処理不能になった業者が出てくるような、そういうことの原因になっているのではないかというふうに、素人が見てもそういうふうに推察されるんですけども、こういう数字についてはどのようにお考えなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 入札率につきまして、適正な競争であるか、過当な競争であったか、その判断が難しい問題かと私どもも思っております。

入札等に対しまして、一般ごみの収集につきましては、参加業者の提示する額が技術上、常識では考えられないような低額であって、かつ当該提示額では明らかに受託業務が適切に執行できないと認められる、そういったことが廃棄物処理の中では問題にまざります。

また、ご指摘がございましたように、平成28年に実施をしました落札率につきましては、一番低いものが46.27%、高いもので89%、前回、平成25年から平成27年分につきましては90.18%から100%でございました。ただ、今回は、特定の事業者だけでなく、全体的に低い落札率にございます。この結果のみをもちまして直ちに過当な競争が行われていたかどうかと見るのは非常に難しいと考えてございます。

また、現時点で事業者からの、先ほど、事業不能に陥った件はございますが、その点は重く私どもも受けとめておりますけれども、現時点で事業者からの訴え等もございませんので、本年度中には次の期間の契約事務も進めてまいります。それらを含めまして、設計額を含めて適正な価格であるかどうか、しっかりと検証を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） しっかりと検証するというふうにおっしゃられているのですけれども、例えば、笠間地区が、先ほど落札率63.5%、それから友部地区が74.5、岩間が95.5でしょう、取り抜け方式されているわけでしょう、これってどうなのですか、やっぱり過当競争じゃないですか。

例えば、2億2,000万円の事業に対して1,400万円です。6,483万円の事業に対して3,000万円で、予定価格に対して3,000万円で落札しているわけじゃないですか、これってどう考えたって、私は素人ですけれども、素人から見たって、本当に大丈夫なのか、しかも、だんだん上がっていくわけでしょう、63.5が74.5、95.5、どう考えてもこれってダンピングじゃないですか、どうして、そういうふうに判断されないのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） まず、一番初めに、一番低い46.27%の不燃ごみ、あるいは粗大、資源ごみの収集がございますが、こちらにつきましては、設計方法の変更等によりまして、予定価格が若干上昇した影響もあると考えてございます。落札額としましては、前回と同じ金額でございまして、この一番低いものにつきましては、さらに、その原因について考えていかなければならないと考えてございます。

また、繰り返しになってしまいますが、全体的な落札率の低さにつきましては、私どもも、全体的には、これまでよりも低いという認識はしてございますので、このあたりは継続してやはり設計等も含めて、あるいは入札につきましても考えていかなければならないと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ダンピングがあるとか、過当競争があると、多分答弁では言うことはできないのだろうというふうに思いますが、ただ、落札率が低いというご認識をお持ちだということなのですけれども、3月の定例会の質問の中で、私ではなくてほかの議員の質問の中で、契約期間の途中で業務ができなくなった事案が発生をしたことが取り上げられています。その事案が発生したことについて、その答弁の中で、一般廃棄物処理業については検討していかなければいけないと、今般、事業者が処理不能に陥ったということ踏まえて、例えば、最低制限価格が設置できるかどうか、そういったことも含めて検討していくというふうに答弁をされているわけなのですけれども、この検討については、されたのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 最低制限価格等の検討についてでございますが、今おっしゃられましたように、前回、定例会におきまして、低入札価格調査制度やあるいは最低制限価格制度につきまして、今後検討していきたいという答弁をさせていただきました。

現在は、導入自治体の状況等を調査しているところでございまして、県内でごみ収集業

務の入札に際しまして、最低制限価格を設定、導入している自治体はございませんが、全国では、横浜市など11の自治体におきまして、廃棄物処理業務の業者選定に最低制限価格が導入されているということは確認をしております。

県内の自治体のうち、水戸市やつくば市、取手市、土浦市におきまして、こちらはごみ処理ではございませんが、建設コンサルタント業務等につきまして、試行を含めた最低制限価格制度が導入されていることも確認しております。

ごみ処理の収集運搬業務につきましては、生活環境の保全上、支障が生じないように、収集運搬から処分までを確実に行ってまいる必要がございます。最低制限価格制度につきましては、その法的根拠につきましても、現在、判例が分かれているところでもございます。ですので、これら先進自治体の最低制限価格等の設定方法など、調査をさらに進めまして、本市にとって最善の方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 県内ではないと、県外でいうと横浜市等々あるというふうにおっしゃったのですけれども、これどういう意味なのでしょう。この委託業務契約、入札に対して低入札価格調査や最低限価格制度を適用できるかどうか、適用すると、そういう方向性をもって検討するということなのでしょう。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 先ほども申し上げましたけれども、最低制限価格制度、こちらにつきましては、ごみの収集運搬業務委託が公法上の契約とすべきか、あるいは私法上の契約であるか、現時点では、先ほど申し上げましたように判例が分かれているところでございます。このため、法的に可能かどうかということが焦点になろうかと考えてございまして、その法的なクリアができましたならば、最低制限の導入について積極的に考えていきたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 公法上か私法上かとおっしゃっていますけれども、私は、契約をする限りは私法上とするのが一般的な判断だというふうに思いますが、それは別として、その最低限価格制度あるいは低入札価格調査が適用できるかどうか、法的な問題も含めて検討されるというふうにおっしゃったのですが、ということは、これ指名競争入札じゃなくて一般競争入札にするということなのですかね。

私は、前回、前々回ですかね、質問したときに、指名競争入札、業務委託の場合は採用しますと、それはなぜかという、信用や誠実さが確保されるのは指名競争入札だから、業務委託についてはそれをやるんだと、指名競争入札でいっているんだというふうに答弁を、当時いただいているんですね。つまり指名競争入札の長所というのは、一般競争入札に比べて不良だとか不適格業者を排除することができるわけですね。そういう意味でいうと、私は今回は、制度的に低入札価格調査だとか最低限価格制度が適用されているとか、

されていないとかという問題よりも、本来はそういうことをしなくて済む、それが指名競争入札なんです。その指名競争入札がきちんと機能していかなかったというところに私は問題があるんじゃないかなというふうに指摘をせざるを得ないわけですね。こういうふうに考えますと、指名競争入札をする際の、いわゆる主管課の推薦のやり方だとか、その推薦に基づいて指名選考委員会における選考方法に不備があったんじゃないですか。そこはどうかというご見解なのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 指名競争入札といたしましたのは、ただいまご指摘がございましたように、契約の透明性の確保ですとか、あるいは公平性の観点から総合的に判断しまして、平成25年度からごみ処理委託につきましても、従来それまでの随意契約から指名競争入札に移行した経緯がございます。

ちょっと話が、もしかするとずれてしまうかもしれませんが、最低制限価格の導入につきましては、入札契約適正化法ですとか品格法の求めるダンピング対策としての最低制限価格、こちらは自治法に基づく定めに従いまして設定することができることになってございます。ただ、廃棄物処理法の中には、先ほども、ちょっと法的な判断、その裁判の違いというものがあるという説明も差し上げましたけれども、契約の方法については、特に廃棄物処理法には定めてございませんで、委託料が委託業務を遂行するに足る額である、著しく低額にならないその中で、適切なごみ収集を行いなさいという規定がございまして、それをもって最低制限価格を設定することができるというような判例もございます。

現在、私どものほうで考えてございますのは、その方法に基づきまして、最低制限価格を導入できないかどうか、それが一般的に議論されているところですので、その方向で考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから私が言っていることは、そういう最低制限価格だとか低入札価格調査をやらないで済むというのが指名競争入札の優位性じゃないのですかということですよ。

そうすると、今回これをやらなきゃいけないような、適用をしなければならないような状態に陥ったということは、この指名競争入札のやり方、あり方、方法に問題があるんじゃないですか。私はそういうふうに思いますよ。そういう立場に立って改めて伺いますけれども、指名競争入札でやる意味、意義というのは、どのようにお考えなのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 一般競争入札でなく指名競争入札にする意味とのご質問でございます。市では、生活環境の保全上、支障が生じないように、一般廃棄物の収集運搬から処分まで、全般につきまして包括的な責任を有してございます。これは、業務を委託して行う場合でも同様でございまして、確実にを行う必要があります。

ごみ収集運搬業務につきましては透明性、公正性、競争性を担保しつつ、安定的かつ継続的な業務の履行や市内業者の育成を図るために指名競争入札を採用してございます。その中で、経済性等も必要もございませうことから、指名競争入札としているものでございませう。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） どういうふうに言ったらいいのでしょうか。つまり、入札というのは、いわゆる公平性、公正性、透明性というふうにもおっしゃられましたけれども、それと経済性、そういうものが基本原則になるのは当然のことだと思ふのですね。

ただし、そうはいつても、先ほども私質問の中でも申し上げましたけれども、一方で、地元事業者の育成だとか、地域の要件の設定が認められているわけですから、笠間市としては、市内の事業者の育成あるいは技術の向上、あるいは受注実績の確保だとか、市内事業者の経営基盤の強化、そういうことも考えていかなければいけない、考えるということで、私は一般競争入札ではなく指名競争入札が行われているんだ、そのように説明も聞いてきましたし、私もそのように理解をしています。

そういう観点から考えますと、今回は、先般、契約期間中に業務遂行ができなくなるような、事業者がそういう事態が起こったという、いわばイレギュラーな事態になっているから、今回についてはちょっと考えなきやいけない部分もあるかなというふうには思ふのですが、ただ、今回、3月28日の友部地区可燃ごみ収集運搬業務委託契約の入札結果を見ますと、複数市内にある業者のうち、その仕事がとれない業者があるにもかかわらず、一つの業者が二つの地区を受託をするという結果になっている、これはイレギュラーな状況だというふうには、私、先ほど申し上げましたけれども、そういうことを含めたら、そういうことも考えなきやいけないのかなというふうには思ふのですが、ただ、地元業者の育成だとか、経営基盤の強化だとか、そういうことを考えたときに、果たしてこの状態が複数ある業者のうち1社が2地区をとるという状態が、適正な状態なのか、いい状態なのか、この辺については、どのように執行部は判断されているのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 先ほどもちょっと取り抜け方式の中でご説明をさせていただきましたけれども、これまでは、同一地区だけの取り抜け方式をとってまいりました。今、イレギュラーというお話をいただきましたけれども、これから地区ごとに取り抜け方式を採用していくのかどうか、その判断も求められてまいると、それが課題であると考えてございます。

ただ、ここに、一つの事業者が緊急対応での業務を遂行しまして、現在、業務を実質的に行っているということもございませう。二つの地域で、今、業務を行っておりますので、イレギュラーかと思ひますが、これまでの前提が崩れている状況にございませう。これからどうあるべきか、いずれのあり方が市として適しているのか、今まさにそれをしっかりと検

証する期間であると考えてございます。廃棄物処理法の委託基準に照らし合せながら、そういった点につきましても検証を行って判断をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ちょっと聞きたいのですけれども、いわゆる笠間市全体として、この事業の場合、取り分け方式にするのか、あるいは地区ごとの取り分け方式に採用するのかという意味はどういう意味なのか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 済みません、もう一度よろしいでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 取り分け方式をどの部分で採用するのかということですね。笠間市全体の、3地区に分かれているわけですが、1地区をとったら次はとらないというふうにするのか、今まではそうだったんだろうというふうに思うのですが、先ほど部長の答弁の中に、地区ごとに取り分け方式を採用するというふうにおっしゃったのは、それはどういう意味なのかということです。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 一つの地区で、今まで二つの業務に入札を分けてございまして、可燃物とそれ以外といいますか不燃ごみと、合計で六つの業務で行ってございました。

一つの地区といいますのは、一つに地区の可燃ごみをとりましたら、それ以外できないというわけではなくて、これまでは、その地区の中であれば、可燃ごみと不燃資源等ものは可能だという取り分け方式でございまして。その地区地区ごとそれぞれ3地区とそれぞれの業務、区分ごとということでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） わかりました。私は、先ほども繰り返しになって申しわけないのですけれども、いわゆる指名競争入札にする意味というのがあるわけですね。そこをやっぱりきちんと踏まえる必要があるんじゃないかなというふうに思うのです。そうすると、私の個人的な意見ですよ。そういう立場でいくと、先般の入札の結果というのは、本当によかったのかどうかという検討というか、しなきゃいけない状態だろうなというふうに思います。

これから検討されていくということですから、ぜひ指名競争入札にする意味ですね、ここをきちんと踏まえていただいて検討を進めていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

これも平成26年10月に私が一般質問で取り上げさせていただいたのですけれども、当時は、笠間市を裁判で訴えている、いわゆる市に訴訟を起こしている業者を指名をした、入札に参加をさせているということについて、適当ではないんじゃないかというふうに私は

質問の中で申し上げましたけれども、当時の久須美副市長は、市に対して訴訟を起こしているということを理由に、法律的にこの業者を入札から外すということとはできないんだというふうにおっしゃいました。そこは意見が違ったんですね。

それはそれでいいのですけれども、そのときに、私は、指名の基準、指名入札の基準だとか、あるいは指名停止の基準については、もっと市民にわかりやすく、きちんと公開をすべきじゃないですかということもあわせて申し上げました。そのときの副市長の答弁は、入札のあり方について、市民にわかりやすくすることは必要だという、そういう見解が示されたわけですが、この指名基準や指名停止基準の明文化については検討していただけたのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 14番石松議員のご質問にお答えいたします。

指名基準や指名停止基準等の明文化の公表と必要性についてでございますが、まず、指名基準につきましては、笠間市建設工事等入札参加業者選考規程におきまして、選考基準を明文化してございまして、規定につきましても、例規集を見れば誰でも閲覧できるような状況になってございます。同じように、指名停止基準につきましても公表をしているところでございます。また、基準に抵触した事業者につきましては、業者名や理由をホームページのほうで公開しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ホームページ上で公開をしているというふうにおっしゃいましたけれども、先ほどの質問の中でも触れましたけれども、いわゆる主管課が参加者名簿の中から選ぶんですね、そういうことって書いているものないのですよね。いわゆる建設工事等入札参加業者選考規程というか、そういうものはあるけれども、指名基準という、先ほど言ったような、説明されたようなそういうものが書かれたものというのはどこも載っていないですよ、どこかに載っているんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 指名基準等につきましては、工事の金額とかそういったものについて、市の業者の選考基準とか、あと信頼と工事成績そういったものにつきまして、指名する基準や業者数等の記載のほうをしているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 参加者名簿の中から主管課が選んで、入札案件の金額に応じて選んで、それが指名選考委員会に入って、指名選考委員会でいろいろな基準に基づいて選考して指名業者というのが決まるのですよというのどこにも書いていないですよ、書いてあるもの何ですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今、議員がおっしゃる、担当課のほうで推薦をしてというよ

うな事務の流れにつきましては記載がない状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから私が言っているのは、そういう指名基準や指名停止基準というものをやっぱり明確にすべきじゃないですかということを言っているわけです。

県内はわかりませんが、指名停止基準というのをきちんとホームページで公開している、あるいは指名基準も公開している、それから先ほど言いました一抜け方式という自治体もありますし、取り抜け方式といっている自治体もあるのですけれども、そういうものも採用していますよと、取り抜け方式を採用するときは、こういう条件のときに採用するんですと、そういうものはみんなオープンにされているんですよ。私は、こういうものは、やっぱりオープンにすべきじゃないですか、明記をすべきじゃないですか、なぜこういうものについて明文化されないのですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今、取り抜け方式とかそういった部分の細かい事務の進め方という部分がございます。この辺につきましては、取り抜け方式につきましては、同じような業種で、仕事がかち合ったときに、なかなかその1社ではできないという部分のそういった部分を含めまして、取り抜け方式等を採用しているところでございます。こちらのほうにつきましては、今後、ホームページ等のほうにつきましては、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 検討していただきたいのです。要するに、市民にわかりやすくしていただきたいということをお願いをしたいと思います。

そういうことも含めまして、業務委託契約に関する入札の改善、先ほど市民生活部長が答弁されたような内容も含めて、そういうことをどこで議論しているのか。先般、前回の質問の中では、そういうことについては、指名選考委員会の中で議論できるんですよというふうに答弁をいただいて、私は、入札制度改善委員会みたいなのをつくるべきじゃないかというふうに申し上げたのですが、そういうものをつくらなくても、指名選考委員会の中でできるんだというふうに言われているのですが、こういう議論というのは、指名選考委員会で議論あるのでしょうか、あるとすればどういった議論になっているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今、業務委託に関する入札の改善という部分でございますけれども、指名選考委員会のほうの中では、入札制度につきましては、透明性や公平性、競争性の向上のため、幾度か改正を行ってきたところでございますけれども、建設工事入札参加業者選考委員会では、毎回、受注案件、発注案件ごとに、入札の条件や指名業者の選定、または随意契約の適否などについて審議をしているところでございます。業務委託に関しましても、適正な入札が執行されるように議論を重ねているところでございます。

また、議員のほうからお話ございましたけれども、外部委員会のほうにつきましては、全国の市町村の設置状況を見ましても、平成29年3月現在では20.9%、低い状況でございます。公正、中立的な立場から審議の必要な分野につきましては、指名選考委員会のほうで協議をしているところでございます。

しかしながら、外部のほうの意見の取り入れということも必要でございますので、そういった部分につきましては、案件ごとに必要に応じまして弁護士のほうから助言を受けたというような事務作業をしているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 案件ごとにというようにおっしゃられたのですけれども、入札等監視委員会の設置については、多分設置するというふうには答弁いただけないなというように私は思っているのですが、ただ、もう一方の、先ほど業務委託契約の入札のあり方について検討されているわけじゃないですか、こういうものに対してだって、私は外部の意見を求めたりとか、そういう客観的な意見を求めたり、議論したりするということは私は必要だと思うのです。そういうことを議論するためにも、やっぱり入札制度改善推進委員会というのは必要なんじゃないですか。これが指名選考委員会では、やはり議論はできないと思いますよ。このままいってしまうと、失礼な言い方ですけども、このままいくとどのようになるのか、結局、市民というのは、多分、この議論の中には客観的な意見として参加するということできないまま議論が進んでいくような気がするのですが、あくまでも、この入札制度改善推進委員会についてはつくらないということなのですかね。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 入札制度の議論のほうにつきましては、内部の指名選考委員会のほうでやっていきたいと思えます。

県内の状況を見ますと、先ほどお話ししました四つのうち、内部組織という形でつくっている自治体もあるような状況でございます。今お話の中に出てございます委託関係のほうの最低制限価格の設定につきましても、先ほど、市民生活部長のほうから答弁がありましたけれども、ごみ収集部分だけではなく、必要があるかどうかにつきまして、指名選考委員会の中で協議のほうはさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） これ以上言いませんけれども、こういう契約期間中に業務が遂行できなくなった自体だとかという、こういうことを知らない市民の方結構いらっしゃるのですね、そういうこともわかっていただいた上で、やっぱり議論するということは必要なことだと思うのです。

そうしますと、指名選考委員会ではなく、やはり私は、入札制度改善推進委員会というのをきちんと設けて議論をすべきだろうということを申し上げたいと思えます。これ以上この質問については平行線になると思うので、これで終わらせていただきたいと思います。

次の消防の関係の質問に移りたいと思います。

笠間市の消防団員717名の団員の皆さんは、本業を持つ傍ら市民の生命と財産を守るため厳しい訓練を行い、そして災害時には迅速に対応をいただいております。通常火災はもちろんのこと、近年では、ゲリラ豪雨など風水害、さらには東日本大震災などの大規模災害の発生が今後も危惧されることを考えますと、消防団組織の充実、笠間市の地域防犯力の中核として、私は必要不可欠なことではあると考えております。

消防団の特徴は、ご案内のとおり、地域密着や即時対応、要員の動員力にありますが、その機能を生かすためには、地域に必要な団員数を確保しなければなりません。しかし、急速な少子高齢化などが要因で団員の確保に大変苦慮をされております。消防団の実態や火災対応以外での重要性がなかなか市民に理解をされていない現状では、団員の増員は難しい状況になっているのではないかなというふうに私は考えております。

そうした中で、さきの定例会では、46分団を33分団に統合再編し、団員定数を822人から720人とする条例改正を行いました。あわせて、消防本部からは、笠間市消防団組織等整備計画も示されておりますが、消防団を担っておられる方々から、この先どうやって消防団を維持していくのか、あるいは、市としては消防団を縮小する方向なのか、整備強化する方向なのかよくわからない等々の意見が出されております。それらの細かい内容や要望につきましても、午後から私どもの会派の田村議員が質問いたしますので、私のほうは、団員確保の問題に絞ってお尋ねをいたします。

消防団の条例定数は720人と先般、改正をいたしました。消防団組織等整備計画には、分団員の意思を尊重しながら、統合再編後5年を目安に一個分団の定員数について、15名から20名以上が維持できるようにしていきますと書かれています。今回の統廃合に、統合再編によって、30名以上の分団もできているわけですが、この組織等整備計画の中身からいきますと、5年後には、また人数が減ってしまうと思うのですが、5年後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 消防長安達裕一君。

○消防長（安達裕一君） 14番石松議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度より、消防団のあり方に関する検討委員会及び消防団審議会を開催し、平成28年3月に答申が示され、本年4月1日には、33個分団に再編し、あわせて条例定数を822人から720人に改正をいたしました。しかしながら、このたび、統合再編により退団する団員がふえ、本年4月1日現在の団員数は665人となっております。

過去5年間の団員数の推移でございますが、平成25年度からの平均を見ますと、入団数は約40人、退団数は約50人となっております。このようなことから、今後5年間の団員数を検証いたしますと、平成31年度から平成35年度までに、毎年10人程度ずつ減少していくと予想されます。

人口減少、少子高齢化、就業形態の変化等を踏まえ、今後の団員数の増加は見込

めないのが現状であります。消防団は、地域防災力の中核として、なくてはならない存在で、大切な存在でありますので、団員確保に努めてまいります。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 4月1日の数聞いて私大変びっくりしました。720というふうに条例で決めたばかりなのに、4月1日には、もう665人というふうになっていると、これが今の消防団の実態なのかなというふうに改めて思ったところです。

そういうことも、状況も含めてなのですけれども、笠間市消防団組織等整備計画、先ほど質問でも申しましたし、さっき答弁の中でも言われましたが、その中には、消防団員の確保対策ということで、アからウ、10項目示されています。これ私も読んでみたのですが、具体的に結局何をやろうとされているのかというのが、私にはよくわからなかったのですが、具体的に、消防団員確保に向けた取り組みというのはどういうものがあるのか、どういうものをやろうとされているのか、簡単にご説明いただけますか。

○議長（海老澤 勝君） 消防長安達裕一君。

○消防長（安達裕一君） 消防団の確保に向けた具体的な取り組みでございますが、消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っておりますので、一人でも多く入団できるような方策を考えなくてはなりません。今まで、入団状況を見ますと、現職の団員が昼夜を問わず勧誘をしたり、消防後援会が勧誘に努力していることにより入団しているのがほとんどでございます。

現在、市としては、消防団員を確保するために、企業や事業所等の理解と協力が必要であることから、消防団活動に協力してくれる事業所を認定する消防団協力事業所表示制度を活用し、市内の5事業所の協力を得て、消防団員の確保に努力をしております。

また、入団を促進するため、区長、消防後援会長と消防団との協力体制を確立し、市報等の広報紙やホームページを活用したPRを実施しております。笠間市消防団の理解を得るため、笠間市ショッピングセンターポレポレシティにおいて、春と秋に実施する全国火災予防運動期間中に、笠間市消防団員募集チラシの配布など取り組みをしております。さらに今年度は、市内にあります笠間高等学校や友部高等学校の生徒にも、将来の団員確保に向けての広報活動に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 大変だと、確保するには大変なんだということはわかります。ただ、執行部のほうからは言われてはいないのですけれども、この間、議員の質問の中には出勤手当の増額という話も出ておりました。あるいは、後援会を通じた家族への理解を求めるとか、先ほど消防長の答弁の中では、さまざまなPR活動もされているということもおっしゃられました。

私は、もう少し消防団を担っていらっしゃる方の声をもっと聞いていただければなとい

うふうに思うのです。団員になっている方の中からは、やっぱりもう少し、インセンティブというふうに言ってもいいかどうかはわかりませんが、そういうものが、団員として頑張っているのだからあってもいいのじゃないかなという、そういう声は間違いなくあるんですね、私もそういうふう聞いています。

そういう意味でいいますと、他市では、消防団のサポート事業というのを立ち上げて、その事業を導入しているところが幾つかございます。これは先ほど消防長の答弁の中にありましたように、消防団の活動について協力をしている事業所に表示をする表示制度というのはあるというふうにご答弁いただきましたけれども、同じような意味で、事業所の協力による、団員や団員家族そういうものに協力をしていただいている事業所をふやして、その事業所に、何か家族や団員にはサービスを提供する、割引制度、そういう提供をしている自治体、そういう事業所がございまして。そういう事業だとか、あるいは、そういう協力をしていただいている事業所に、税制や補助金の一定の優遇措置をすとか、あるいは消防団を担っている人は、PTAだとか子供だとか、行政区の役員は兼務をしないと、軽減をすというそういう制度を導入しているところもあるんですね。私は、これは今活動している団員の皆さんに本当にいい制度だなというふうに思いますし、そういうことを考えていただけないのかという声も、消防団を担っている方から私は聞いております。そういうサポート事業、こういうものについて、導入をすとか検討をすというお考えはないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 消防長安達裕一君。

○消防長（安達裕一君） 消防団サポート事業の導入を、事業所の協力による団員や団員家族への優遇サービスについてのご質問でございますが、消防団サポート事業とは、全国的に減少している消防団員を確保するために、地域の事業所にご協力をいただき、消防団をサポートしていくという事業でございます。

県内で、消防団サポート事業を導入しているのは7自治体であり、この事業に協力していただくために実施要綱を定めてあります。例えば、消防団サポート事業を利用する消防団員やその家族は、身分証の提示をすなどの決まり事がございます。また、県外では、消防団サポート事業所として登録した飲食店や販売店など、その事業所を消防団員が利用した際、割引等のサービスを行っている事例がございます。

笠間市でも、5年くらい前に、消防団サポート事業について、消防団と検討した時期がありました。が、当時は、時期尚早ということで実施に至らなかった経緯がございます。改めて、団員確保の手段の一つとして消防団や協力事業者となり得る商工会と前向きに協議をしていきたいと思っております。

次に、協力事業者への税制や補助金の優遇についての質問でございますが、現在の社会情勢を考慮しますと、消防団サポート事業へ参加して、税制や補助金の優遇までにはなかなか難しい問題であると考えますが、今後は、消防団員やサポート事業をしていただける

事業所側のイメージアップや社会的貢献制度についても、研究、勉強をしていかなければならないと考える次第でございます。

税制や補助金とは別として、笠間市では、建設の総合評価事業の一環で、入札に当たって消防団員2名以上を雇用している消防団事業所では、総合評価点数を加点する制度を行っております。

次に、消防団は、PTA、子ども会、行政区などの役員の免除についてのご質問でございますが、消防団活動を担う団員の大半が、本業の傍らで活動されていることに対しまして深く敬意を表する次第でございます。多忙をきわめる消防団員に対して、PTA、子ども会、行政区の役員の免除につきましては、負担軽減を図る上において一つの手段ではあると考えられます。今後は、関係機関の意見を聞いてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 5年前にご検討いただいて時期尚早だったというふうにおっしゃられたのですが、私はやっぱり事業所関係の方にそういう提案というか、提案を申し上げる、あるいはPTAだとか、子ども会だとか、行政区の区長会にやっぱり消防本部のほうからそういう提案をしていただくということが、改めて私は消防団のあり方についても議論が広がっていくというふうに思いますし、団員がなかなか確保できないんだという、そういう現状の認識についても、私は市民に広がっていくんだろうというふうに思います。そういうことは、調査研究も含めて前向きに検討していただけるということですので、ぜひとも消防団サポート事業の導入をしていただくということを最後に強く求めまして、私の質問を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 消防団員の確保について私のほうから、考え方について補足をさせていただきます。

消防団の団員の皆さんには、本当に昼夜を問わず地域防災のかなめとして活動しておりますが、先ほど来あるように、人口減少ということで、団員の確保が非常に難しい時代になっております。なおさら、人口減少が著しい地域の分団においては、人材の確保が厳しいという声がよく寄せられております。

団員の意見を聞くという点においては、今度、研修会がございまして、団長のほう、本部役員から各分団の分団長から意見をしっかり聞くことを予定しているという話も伺っております。我々もそれを受けて、改善する点は改善をしていきたいと思っております。

それと、急激な人口減少の中で、今後、地域防災をどう確立していくのかということが、ある意味課題だと思っております。地域防災を何となく消防団員に、ある意味、過度に期待をし過ぎている、お願いをし過ぎているというような傾向があるのじゃないかなと思っ

ております。地域には、もちろん消防団があったり、自主防災組織があったり、場合によっては防火クラブがあったり、場合によっては企業があったり、やっぱり総合的にその一つのエリアの地域防災をどうしていくのか、その中で、消防団の役割もどうしていくのか、今は、例えば、防火週間には、夜遅くまで、消防車へ乗って警報活動をやってもらったり、さらには、消火活動の後の見守りですか、そういうものもやっていただいたり、広報活動もやっていただいたり、本来訓練している消防団員しかできないところにウエートを置いて、それ以外の部分は、先ほど言った地域防災でどうしていくかということを考えていかなければ、なかなかこれからのいろいろな火災、自然災害、そういうものに対する対応ができないのではないかなと思っております。

また一方で、団員の手当の見直しとか、先ほど出ましたサポート事業の支援だとか、そういうことを複合的に考えながら、団員の確保、消防団のあり方、そういうものを検討していきたいなと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、19番市村博之君の発言を許可いたします。

〔19番 市村博之君登壇〕

○19番（市村博之君） それでは、一般質問をいたしたいと思えます。

実は、恥ずかしい話ながら、原稿を何枚か忘れまして、頭の中で、まとめまとめお話ししますので、多少論理性に欠ける部分がありますが、ご了承願いたいと思えます。

今回の質問は、1、人口減少時代の都市計画として5項目、2、減少時代の土地問題として4項目行います。

最近、2冊の本を読みました。1冊は、河合雅司氏著作の「未来の年表」この本には副題として「人口減少日本」というのが書いてあります。2冊目は、吉原祥子氏の「人口減少時代の土地問題」ということであります。これらの本の内容は、概略、文字を見ればすぐにわかります。今回の質問の趣旨、私の意図は、この目次がおのずから示しておりますので、少し内容を紹介し、それから通告に従い質問に入りたいと思えます。

河合雅司氏の「未来の年表」には、人口カレンダーとして、次のように載っております。少し長くなりますが、主なことをピックアップして紹介いたします。

2018年、75歳以上人口が65歳から74歳の人口を上回る、これは高齢者の高齢化が進むということであり、2020年、女性の過半数が50歳以上となり、出産可能な女性数が大き

く減り始めます。2022年、団塊世代が75歳に突入して、介護職員の離職がふえ始めます。2024年、団塊世代が全て75歳以上となり、社会保障費が大きく膨らみ始めます。2026年、高齢者の5人に1人が認知症患者となる見込みであります。2030年、団塊世代の高齢化で東京郊外にもゴーストタウンが広がります。2033年、空家が2,160万戸、これは全国なのですが、3戸に1戸の割合で人が住まない、そういう状況になります。2040年、団塊ジュニア世代が全て65歳以上になります。2045年、東京都民の3人に1人が高齢者となります。以上のような内容が30項目以上にわたって載っておりますが、あとは省略いたします。

次は、吉原祥子氏の「人口減少時代の土地問題」なのですが、これの原稿がございませんので、先ほど急いでまとめました。第1章から6章になっておりまして、前後しますが、内容は、それほど外れてないと思いますので、記憶にとってお話ししたいと思います。

全国の所有者不明の土地が約40万ヘクタールにわたる、これは九州の面積より多いと。その原因として、土地に関する情報が目的別に分かれており、すなわち、登記簿台帳、固定資産課税台帳、それと農地台帳であります。これらの情報が一元化されていないということでもあります。3番目に、土地家屋の相続登記が任意であること。4番目、土地の価格が下がり、相続するメリットがなくなる。それはなぜか、相続の土地の維持管理、もちろん税金も含まれていますが、高くなる。それと登記費用が高いということでもあります。それと、山林の所有者不明の土地が多いということでもあります。例として、鹿児島県では、全山林の20%近くが所有者不明になっているということでもあります。5番目、現在の法体系のままでは、将来所有者不明の土地が拡大され、相続登記がなされないままでいけば、将来所有者不明の土地がふえると。参考例として、昭和23年の死亡者の土地の問題が載っております。これは三世代にわたって相続しておりませんので、相続人が、現在86人になっているそうです。そして現在、問題は、相続人が、グローバル化のもとに、日本国内ばかりじゃなく海外にも行っているということで、把握するのに非常に困難であるということでもあります。

それと、従来は、土地の所有者、それが在地、近くに住んでいるのです。ですから、その方が管理者、ところが現在は、実は地元以外に住んでいる、都市に住んでいる方がふえて、管理者が都市に住んでいるという現状にあるということが実はこの本に載っております。その他、載っていたと思いますが、極めて統計的なものでありまして、その内容については、それほど、将来の予測にそごが生じるような内容でないと思っております。これから、原稿が残っておりますので読みたいと思います。

これらの本の内容を前提として、この2冊とも統計的な本であり、ですからこれらの本を前提として話しても大きな間違いはないと思いますので、これを前提として、お話ししたいと思います。

まず、大項目1の人口減少時代の都市計画について質問をしたいと思います。

未来の年表の中に、少子高齢化社会、すなわち人口の絶対数が激減したり、高齢者数が

激増することによる弊害に対する幾つかの処方箋が書かれております。その一つに、非居住区エリアを明確にすることであります。人が住む地域とそうでない地域とを国土に色分けし、コンパクトで効率的な国づくりをする。また、そういうふうに変えるということであります。

人口が激減し、日本列島がすかすかな状況で、人々が思い思いの土地に住むのでは、行政コストから見て効率が悪い、行政サービスの低下につながります。そこで、居住エリアを決めて、市街区域に人が集まって住むようにする、居住エリアでは、社会インフラが整備され、行政サービスや民間サービスが効率よく提供され、それとともに、人口密度を保つことでにぎわいを維持することができる、また、ビジネスチャンスもふえるということであります。要すれば、コンパクトなまちづくりであります。

先般、全員協議会で、都市計画課より説明にあった立地適正化計画は、そのようなまちづくりの政策であると考えます。そこで、少し詳細に中身をお尋ねしたいと思います。

まず最初に、小項目といたしまして、立地適正化推進の背景について説明をお願いしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 19番市村議員のご質問にお答えいたします。

立地適正化推進の背景についてのご質問でございます。

まず、社会的背景でございますが、本市における都市計画は、合併前の3市町時代から、市街化区域と市街化調整区域を区分しない、いわゆる非線引き都市計画区域として、市内どこにでも建築物が建築できるようにし、人口の増加と多彩な産業の立地を誘導してまいりました。しかし一方で、核となる市街地に区域区分の設定がないことから、住宅や産業施設が拡散的に立地しまして、市街地が虫食い状態に宅地化が進展していく、いわゆるスプロール化していくこととなりました。その後、人口減少の局面におきましても、スプロール化の進行はとまらなかったことから、市街地の空洞化、スポンジ化の進行という状況を生み出しつつあります。

総務省統計局が人口集中地区、いわゆるD I D地区というものを提起しております。旧笠間地区におきましては、平成27年の国勢調査の結果、基準を下回ったことから、このD I D地区がなくなったという状況でございます。拡散した市街地のままで人口が減少し、居住の低密度化が進めば、一定の密度に支えられてきた医療、福祉、子育て支援、商業といった生活サービスの提供基盤の維持が、将来、困難になりかねないと考えられております。

このような社会的背景のもと、人口減少と少子高齢化社会の本格的な到来を控えまして、市街地の機能と魅力の向上を図ることが地域コミュニティの存続、及び都市の成長、発展、持続これに不可欠であることから、平成28年度に決定いたしました第2次総合計画におきまして、集める、つなぐ、魅力を高める、この三つの土地利用方針を示したところで

ございます。これらの土地利用方針に基づきまして、都市構造や都市機能のあり方は、国が進めるコンパクトシティープラスネットワークという概念に基づきまして、集約と連携のまちづくりの具現化と一致することから、その方策及び本市にふさわしい都市機能の集約と連携のまちづくり、このための計画立案のあり方といたしまして、立地適正化計画及び景観計画を策定し、土地利用方針に基づく施策を展開するというものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） ありがとうございます。要するに、社会的投資の効率化、これは公的私的な部分もあります。ビジネスの活性化もありますし、にぎわいの維持をすること、ある一定の人口がふえますと、にぎわいができますので、それで人々の生活がより活性化するということがあります。

人が集まれば、ビジネス面でもすごく有利でありますので、先ほど、お話しましたように、あの本の内容の方向性に沿った政策であると思っております。一番最後に時間がありましたら、ちょっとお話ししたいことがあるのですが、とりあえず、この件につきましては、これで結構であります。

続きまして、2番目として、立地適正化政策の具体的な内容についてお話したいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 今年度からの2カ年でございますが、立地適正化計画を策定してまいります。立地適正化計画は、おおむねこれから20年後の都市の姿を展望するものでございまして、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方で、一定のエリアにおいて人口密度を維持することによりまして、持続可能なまちづくりを進めるものでございます。

6月1日現在、県内では、水戸市、土浦市、牛久市が計画を作成、公表しておりまして、ほか本市を含めまして21市町村が計画作成を表明しております。この立地適正化計画で実現しようとするまちづくりでございますが、これまでの市街地拡大を容認していく姿勢から、集約型の都市構造を誘導するという姿勢に転換するものでございまして、都市を維持させるためには、人口都市機能の集約、これを緩やかに誘導していくものでございます。

具体的には、人口密度を維持するため、緩やかに居住を誘導していきます居住誘導区域、医療や福祉、商業などの都市機能を集約し、効率的なサービス提供を図る都市機能誘導区域、この二つを定めまして、さらに都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき施設を設定していく予定でございます。

○議長（海老澤 勝君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） 居住区域に誘導するということでありますが、ここにネットワークということがあります。実は、何カ所かこの問題につきまして視察に行っていました。コンパクトシティーというような内容で、事業展開をしているようであっても実は

してきていないという例が多いんですね。簡単にいえば、国から補助金をもらう試算として立地適正化を進めているというところが結構多いんですね。従来型の箱物行政かな、そういう感じをちょっと受けました。ただ、人を誘導するということは大変難しいんじゃないかなという感じが、話まずと受けました。

ただ、ネットワークというのは、公共交通が主体であると思いますが、ある市に行きましたら、今、視察に行きますと、視察の内容につきまして、笠間の政策につきまして詳細に承知しておりまして、逆に聞かれる例があるのですが、そのネットワーク、公共交通の面では、大変笠間は進んでいるんじゃないかというようなお話を伺いました。これは、人口10万の都市だったのですが、名前を言えばすごく有名な市なのでわかると思いますが、それは言いません。

そこで、大変評価していましたのは、デマンド交通ですね、人数まで把握していきまして、こちらはこれがないのですよねということで、こういうのをいかにして構築するかというのがこれからの課題であるということをおっしゃっていましたが、そういっても、それほど熱意を持って実は取り組んでいるかということは余り感じされませんでした。駅前の開発、建物の開発なのですね、それが今主眼だったということで、具体的内容はいろいろありますが、展開するには大変難しい要素があるんじゃないかという印象を持っております。

ですから、この政策の一番の眼目は、居住区と非居住区を分けるということだと思っておりますが、一番これが難しいかなと思いますが、その点をくれぐれも忘れないような方向で内容を詰めていただきたいと思っております。また、ペーパーで書くのは簡単なのですが、どう実行するか、それをよく考えていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。居住誘導区域選定の条件についてお話していただきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 居住誘導区域選定の条件でございますが、国土交通省が示しております立地適正化計画のガイドラインにおきまして、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することによりまして、生活サービス、並びにコミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導すべき区域というふうの実現されております。同じく、計画作成の手引によりまして、居住誘導区域の望ましい区域像といたしまして、一つに、徒歩や公共交通などを介しまして用意にアクセスできる生活利便性が確保される区域、また、区域内の人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な維持が可能となる人口密度水準を確保する区域、そして土砂災害等による甚大な被害を受ける危険性が少ない区域というふうにされておまして、将来人口などの見通しを踏まえ、検討をしていくことが必要であるとされておられます。

本市におきましても、用途地域を中心といたしまして、人口密度を維持すべき区域という観点のほか、公共交通や都市機能の課題と、将来像を見据えまして検討してまいりたい

と考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） 象徴的な条件をおっしゃられましたが、なかなかこれ具体的に言うと大変難しいというような案件であると思います。これは、あとに質問にありますが、市民、住民の意見の集約、合意の形成というのは大変難しい問題が含まれておりますので、軽々にこれがそうだと断定できないと思います。それで、いかに条件に見合ったものを選ぶかということで、課内でもよく研究していただきたい、一番課題かなという感じを持っております。

この選定のいかんによって、この政策が達成できるかどうか、大きくかわり合っていると私は思います。その意味で、十二分に研究していただきたいという大変重要な項目であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、居住誘導区域への誘導政策についてお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 居住誘導区域への誘導政策につきましては、今後の選定過程におきまして、全庁的に検討していく諸施策の一部として議論を重ねてまいります。

先行しております自治体の事例といたしましては、金銭的な補助とか、税制面での優遇、それと金融機関と連携しての金利優遇など、区域内に居住される方に対しまして、動機づけ、いわゆるインセンティブとなる支援を講じている事例がございます。本市でも、今後、関係各課と諸施策について協議していく中で、導入可能な支援策を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） これが大変重要な政策のサポートになるようなものだと思うのですが、国交省の立地適正化計画についての要覧があるのですが、ここに、特例措置、税制措置ということでいろいろ載っております。

簡単に言いますと、特例措置として、都市機能誘導区域には、大体3本ぐらいの優遇策、居住誘導区域には大体3本、3件というのか、3件というのかわかりませんが、あります。税制措置として、特例として4本、これは優遇措置と軽減措置、それと都市再生特別処置法に関する支援措置といたしまして、都市機能誘導区域につきましては9件、居住誘導区域については6件、立地適正化計画については2件があるのですが、個人誘導タイプとしては税制の優遇くらいしか載っていないのです。ひょっとしたらこのほかあるかもしれませんが、あればご答弁願ひたいと思いますが、ただ、このインセンティブではなかなか人が動くかと疑問に思っているところです。

頭でわかっている、なかなか物的、金銭的ですね、それと土地の愛着、いろいろな面がありますので、理屈ではなかなか通らない。ですから、大きなインセンティブがないと、なかなか人は動かないような気がいたします。ですから、もちろんこれは国の助成面の支

援措置であります、市のほうでも何らかな支援措置をしないと、簡単に人は動かないかなというような感じを持っております。これは大変研究する余地があるような気がいたします。その面の研究も、より一層お願いしたいと思っております。これも重要な誘導政策の一つになり得ると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これは、最後になりますが、市民への周知と住民の合意形成についてのお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 済みません、先ほど、議員のほうから、単なる税制等の優遇だけでは難しいというお話がございまして、それ以外にも、ほかの自治体で、実際にその区域に新しく土地を求めまして新築するような場合とか購入する場合、そういったときには、金利利子の優遇とかそういったものを実際にやられているところもあると思っております。

あとは、確かに今住んでいるところから、そういったエリアを設定して、そこに移り住むというのは、なかなか難しいことは我々も重々考えてございまして、そういったものも考えますと、そういった設定したエリアに住むともっと生活のサービスというか、生活する上で便利だなと思われるような都市機能の誘導とか、いろいろなそういったものを今後検討していきたいというふうには考えてございます。

議員おっしゃるとおり、これからいろいろ研究しなければ、なかなかまとまらない計画だと思いますので、地元市民の方の意見を聞きながら、有識者の意見を聞きながら、検討していきたいと思っております。

それと、ただいまご質問のございました、立地適正化計画策定過程におけます市民の皆様への周知と合意形成についてでございますけれども、この計画につきましては、都市機能の集約や居住等を誘導していく市街地ばかりでなく、地域からの交通ネットワークなど、市全体としての連携のまちづくりを目的としております。時期を並行して策定を進めます景観計画とともに、市内各地の市民の方々のご意見を伺いながら、これからのまちづくりの方向性について検討していくことが重要であると考えてございます。

市の広報紙並びにホームページなどを通しまして情報発信をするとともに、説明会などの開催、多くの市民の方々に知っていただき、ご意見をいただく機会を設けてまいりたいと考えてございます。

また、合意形成の過程といたしましては、学識経験者を初めとする計画策定委員会を設置いたします。その委員としましては、農業や商業、教育、福祉など、各分野から市民の方に参画していただく予定でございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） まだ、政策の段階ですので、内容についてとやかく言うわけはありませんが、これは大変な、先ほど申し上げましたように、愛着ある土地から離れま

す。まして、物的、金銭的な負担もあります。ですから、土地から離れる誘引というのですか、インセンティブというのですか、それがなくなかなか移動できないと、先ほど言ったとおりなのですが。ただ、これ反面、移動できなかつた方に対する不安かな、それも承知おき願いたいと思います。

我々そこに行かなかつたから行政から捨てられるのじゃないか、相手にされないんじゃないか、そういった面の孤独感というのは生じる可能性があるような気がいたします。なかなか理屈では、多分、10年、20年スパンで考えますと、周辺の30人、40人の集落は人がいなくなるような状況が生まれるような気がいたします。その中で、例えば、1軒2軒ぼつんと残された方が、恣意的に、世間からも行政からも見放されるというような感覚を持つと、違った面で大きなこの政策の負の面が生じる可能性があるような気がいたしますので、インセンティブももちろんですが、丁寧なる合意形成、市議会は結構なのですが、市議会というのは、どっちかという形骸化するし、ペーパー面での理論で進む傾向がありますので、簡単に言いますと、職員が地元に入り込んで丁寧に説明しないと、なかなか理解できない、理解されないというような政策であると思います。

私も、市会議員20年以上やっていますが、いろいろな計画を見ました。これほど難しい計画はないんじゃないかと思っています。でも、必要性はあるとも認識しております。時間ありましたら、最後に、先ほど申しましたように自分の考えを述べたいと思いますが、そういう面で、慎重にも慎重を重ねて進んでいきたいということでもあります。

実は、今回の質問は、内容は意外と簡単なのですが、実現は難しいと多少勉強すればこのぐらいのペーパーは我々でも書けるんじゃないかという内容なのですが、多分これは、今までの我々の学んだ歴史にはないような政策であると思いますので、どうぞ都市計画課におきましては、いろいろな面で研究していただいて進めていただきたいと切に思います。

そこで、きょうはこの程度の質問で終わりますが、機会がありましたら、より突っ込んだ質問をしたいと思います。きょうは、この問題はこれでやめておきたいと思います。

次に、大項目2の人口減少時代の土地問題についてお尋ねいたします。

市税において、固定資産税の収入は、市税の約50%を占め、なおかつ極めて安定した財源として、市政運営上極めて重要な役割をしていることは、既にご承知のことと思います。固定資産税は、土地家屋、有形償却資産等に賦課されております。冒頭、先ほどお話ししましたように、現在、土地家屋をめぐる環境は急速に変化しております。先ほど述べましたように、土地につきましては、2016年の時点で約410万ヘクタール、九州本土より多いと、これが2040年には、北海道本島、約780万ヘクタールなのですが、それに迫る規模になるということでもあります。

また、家屋につきましては、空家率が平成25年現在で、全国で13.5%、当笠間市で12.4%であります。これが、平成45年には、全国で空家数が2,167万戸、空家率が30.4%になります。ただし、その内容を見ますと、賃貸、売却用が約1,270万戸、総住宅数の17.8%、その

他の住宅が790万戸、総住宅の11%になります。これは野村総研の調査した結果ですので、ですから、当笠間市におきましても、かなりの割合で空家がふえると思われま

す。都市部と違い、笠間市では、共同住宅、これが都市部でかなり爆発的に空家率がふえるということでありま

す。賃貸用の住宅、そして売却用の住宅が少ないと考えられるので、全国平均より少ないと思われま

すが、そうはいつでも、現在の2倍以上25%近い数字が空家となるような気がいたします。所有者不明の土地そして空家の増加は、安定的財源としての固定資産税に少なくとも影響を与えると考えております。

一方、今月6日に、国会の参議院におきまして、所有者不明の土地に対する利活用を促す目的で特別措置法が成立しました。これは、所有者不明の土地を、都道府県知事の判断で最長10年間の利用権を設定し、公益目的で利用ができるようになりました。また、2020年までに、国土調査法や土地基本法を改正して、土地所有者の把握と、新たに所有者不明の土地が発生しないような施策を進めるようであります。その中には、現在、任意であります相続登記を義務化する方向になるといわれております。

国も、所有者不明の土地に対する対策を遅まきながら進めていくようであります。多少前途に明るい要素があるということでありま

す。そこで、それらを踏まえつつ、所有者不明の土地についての笠間市の現況、並びにそれに対する笠間市の対応について質問をしたいと思います。

それでは最初に、固定資産における土地家屋償却資産別の税収割合を教えてくださいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 19番市村議員のご質問にお答えいたします。

固定資産におきます土地家屋償却資産の徴収割合は、とのご質問でございますが、平成30年4月末日現在でございますけれども、固定資産税の調定額といたしましては、合計額で約45億4,800万円でございます。そのうち土地家屋償却資産の割合で申し上げますと、土地が全体で30%、約13億6,500万円でございます。家屋のほうが約45%、約20億2,500万円という結果になってございます。償却資産のほうがございますが、こちらにほうが約25%になってございまして、約11億5,800万円という結果になっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） そうしますと、固定資産の約75%強が土地家屋ということですね、そうしますと、先ほどの空家率、所有者不明の土地、この問題は、将来、財源として不安な要素になるというふうに考えます。

100軒のうち25軒が空家だと、これなかなか固定資産税のほうの要件、中に、著しく損傷が激しい家屋については課税しないというふうになっておりますので、そういう空家がふえますと、安定的財源としての固定資産税に瑕疵が生じるような気がいたします。そういう認識のもとに次の質問に入りたいと思います。

現在、持ち主不明、固定資産税の納税義務者不明の土地及び建物数について、現在、何軒あるか、お聞きしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 持ち主不明の土地及び建物は、現在、何軒あるかのご質問でございますけれども、税に関しましては、通常の相手方の登記がしていないという場合に何%という割合ではなくて、相続のされていない場合でも、相続に当たる人に納税通知書を送付することによりまして、納税人という形になっているところでございます。

固定資産税におきましては、相続登記が行われておらず、登記名義人が亡くなった方のままであっても、相続人が納税義務者となりますので、相続人に納税通知を送達することによりまして、課税のほうが発立するというような制度になっているところでございます。このため、固定資産税の納税義務者不明といたしましては、納税通知書が送達できない状況が該当してくるということになります。

平成29年度の実績で該当するものとしたしましては、相続放棄等による相続人不存在となったもの、または相続人調査中により、納税義務者が未確定なものとしたしまして、名義人で43名、税額につきましては約100万円、件数としたしましては、土地が約100件、建物が26件となっているところでございます。内訳といたしまして、相続放棄などによりまず相続人が不存在というのが25名、相続人の調査中によるものでございますけれども、相続人が未確定という部分につきましては、18名の43名という状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） 意外と少ないので、実は安心しました。

先般、実は今から1カ月ぐらい前かな、この件についてお話は伺っておったのですが、空家率、持ち主不明の土地が多い割には意外に少ないということで、質問する前に安心はしておりました。ただ、これから、先ほど、お話ししましたような状況が進めばふえるんじゃないかというような危惧をしております。そこで、3番目ですね、相続登記は任意であるため、登記法の固定資産所有者死亡時の納税義務者の特定、並びに特定プロセスについて教えていただきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 相続登記は任意であるため、登記上の固定資産所有者の死亡時の納税義務者の特定プロセスはというご質問でございますけれども、議員おっしゃるとおりでございます。相続登記につきましては任意となっておりまして、所有者が死亡しても、速やかに登記を行うケースばかりではございません。また、登記を行おうとしても、その手続に時間がかかることもしばしばございます。

そのため、本市といたしましては、納税義務者の死亡時におきましては、一律に納税にかかる代表者を定めるため、書類の提出をお願いしているところでございます。方法といたしましては、毎月死亡者の中から固定資産所有者の洗い出し等を行いまして、これらの

相続人に当たる方を戸籍等で調査をいたしまして、書類を提出していただくための手続を郵送または窓口において行っているところでございます。

平成29年度におきましては、約500件が手続の対象となっておりますが、このうち9割の方につきましては、書類のほうを提出していただいているところでございます。なお、1割の方ですね、こちらのほうにつきましては、法令に基づきまして、相続人の1人を代表者といたしまして指定することができるため、その方に納税通知書を送達することが可能というふうな状況になってございます。

また、戸籍調査が煩雑なケースにつきましては、相続人の特定に時間を要するため、調査中の案件も若干ございますけれども、調査の完了時点におきまして、同様の手続を随時とらさせていただきますという状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） わかりました。今後、先ほど言いましたように、土地家屋、所有者不明、空家率、2020年以降は、法律が通れば相続登記が義務化されますので、その後は、ある程度そういう問題が生じないと思うのですが、それまでの、相続をしていない土地が、今はまあ、ある程度うまくいっていますが、ふえるような傾向があると大変でありますので、どうぞ今の段階で、それ相応の方策を考えていただければと考えております。

最後になりますが、法定相続情報制度についてお話していただきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 議員ご質問の法定相続情報証明制度につきましては、相続登記を促すための制度でございます。法務省が定めたもので、平成29年5月29日より運用が開始されているところでございます。

内容といたしましては、本制度を利用する際に、交付される証明書を、相続登記を初めといたしまして、被相続人名義の預金の払い戻し等さまざまな相続手続に利用することによりまして、従来の申請手続の負担を軽減しようとするものでございます。制度の利用を通じまして、相続登記の必要性について意識の向上が図れるなど、一定の効果が期待しているところでございます。

当市におきましても、本所及び支所の窓口におきまして、死亡届の受理の際でございますが、各種手続に関するチラシとあわせまして、本制度のリーフレットのほうを配付させていただいているところでございます。

このほかにも、先ほど議員のほうからおっしゃられましたけれども、6月6日で国会で可決されました所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を初めまして、国のほうでも所有者不明の土地に関する問題解決に向けてのいろいろな取り組みがされてきているところがございますので、そちらのほうの動向に注意しながら、相続の事務のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 市村博之君。

○19番(市村博之君) ありがとうございます。これで私の質問は終わりなのですが、最後にちょっと一言だけお話をさせていただきたいと思います。二、三分で終わります。

実は、立地適正化政策につきまして、1年前に、先ほどおいでになりました持丸課長に、ちょっと研究してみてくださいかというようなお話がありまして、少し勉強してまいりました。

これは、きょうは余り先ほどもうしましたように、突っ込んだ話はしませんでした、大変難しい要素があります。ただ、これをしないと、あすの日本はないのではないかとというような考えを持っております。

関連でいろいろな本を読みましたが、多分、日本の有史以来最大の変革の事態じゃないかと思っています。それは、日本の歴史は、土地を中心に回っていました。政治も経済も、もちろん平安からのぼりまして、開拓しまして、鎌倉、室町きまして、土地をめぐる争って、そういう経過で、実は今の日本があるのですが、その間、農村共同体が中心となりまして、日本の精神文化、農村共同体というのは、親和的、融和的なんですね、協調精神がある村落だったのです。社会学でいうと、ゲマインシャフトといいましたか、地縁、血縁の社会なのです。それがこれからは利益社会、契約社会、ゲゼルシャフトというそうですが、そういう方向に行くと、それが近代化の道筋なんだということではありますが、そういう意味で、日本の精神文化、生活文化が大きく変わる転換点になっているのじゃないかという気がいたします。

100年後、200年後、今を振り返りますと、あれが歴史的な転換点じゃないかというような地点に今いるんじゃないかという気をいたしております。そういう意味で、立地適正化がうまく機能して、人口の集約、コンパクトシティ、ネットワーク、活性化、それがないと多分日本の将来はないというような感じをいたしております。そういう意味で、これから大変な仕事を、都市計画はするわけなのですが、できるだけ頑張ってください、少しでも実現できるようにお願いしまして質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長(海老澤 勝君) 市村博之君の質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

午後零時06分休憩

午後1時00分再開

○議長(海老澤 勝君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。

次に、1番田村泰之君の発言を許可いたします。

[1番 田村泰之君登壇]

○1番（田村泰之君） 議席番号1番市政会の田村泰之でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

大項目1、笠間市の空家・空地政策について質問させていただきます。

本年3月には、不在者財産管理委任制度、また5月には、空家対策特措法による命令措置等、笠間市が県内では先進自治体であることが新聞に記事が掲載されていることを目にいたしました。

去年、平成29年第3回定例会において、空家問題について質問させていただきましたが、その後の取り組みと、本年度からの新たな取り組みも行われるとお聞きしておりますので質問させていただきます。小項目①、空家バンク制度について、現状と課題、新たな取り組みについてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 1番田村議員のご質問にお答えいたします。

空家バンク制度についてのご質問でございますが、本市では、平成25年度から移住定住の促進による地域の活性化、並びに良好な住環境の確保を目的といたしまして空家バンク制度を実施しております。5月末現在で64件が成約され、約140名の方が本市に移住または定住されております。この成約件数でございますが、県内において上位の成約件数となっております。

しかしながら現在、空家バンク制度の利用希望者登録者は180名登録されているのに対しまして、ホームページ等で公開している物件は14件となっており、慢性的な登録物件の不足が課題となっております。課題解決のため、空家所有者へアンケート調査を実施しながら制度の普及啓発を図ることや、不動産業界団体との連携協定を締結するなど、登録物件の増加に努めているところでございます。

また、新たな取り組みといたしましては、住宅金融支援機構の住宅ローン、フラット35において、一定期間の金利優遇措置に関する連携協定の締結を初め、登録物件流通促進事業として、既存住宅状況調査いわゆるホームインスペクションを実施するに当たり、経費の補助2分の1、上限2万5,000円や、既存住宅貸し保険の加入費用に対する補助2分の1上限5万円を不動産業界団体や建築士会と調整し、7月より開始することになってございます。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 積極的な取り組みを行っていることは十分理解いたしました。176名の利用申し込み者の方々、ご家族全員で笠間市へ移住、定住していただくことは、人口減少対策においても有効となると考えますので、慢性的な物件不足対策の解消をよろしくお願いします。

新たな取り組みの中で、答弁がありました既存住宅状況調査というのは、本年度4月に

改正された宅建業法の重要事項説明に追加された既存住宅状況調査への対応と理解してよ
ろしいのか、お伺いたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 議員お考えのとおり、宅建業法の改正で、本年4月から
既存住宅状況調査実施の有無また検査事業者のあっせんの可否などが重要事項説明に義務
づけられました。先ほど答弁しましたとおり、中古住宅の質に対する不安の解消を図るた
めには有効な調査と考えております。

まだ、始まって間もない調査制度でございますので、不動産業界及び検査事業者となる
建築士業界と事業スキーム等について調整を行いながら、多くの利用者に調査を行って
いただくよう制度の周知に努めていきたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） わかりました。次に、小項目②の質問に移らせていただきます。

小項目②、本年度から空家バンクに加え、空地についてもバンク制度で利活用を図って
いくことを聞いておりますが、この空地バンクについて、どのように進めていくのかお伺
いたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空地バンク制度について、どのように進めていくのかと
いうご質問でございますが、空家政策推進室では、適正管理事業による行政指導と空家バ
ンクによる利活用のこの二つの事業を実施してございます。その中で、適正管理に関する
行政指導により解体された空家は57件ございますけれども、その後の実態調査を行ったと
ころ、住宅新築やアパート等に利活用されている跡地は13件であります。残りの44件は活
用されずに、うち6件は管理されておらず雑草が繁茂し、周辺環境に悪影響を及ぼしてい
る状況を把握いたしました。

そこで、この4月から、空家バンク制度に空地を追加しまして、空家・空地バンク制度
へ拡充したところでございます。まだ、登録に至った空地物件はございませんが、1件登
録の申し込みがございまして、現在、登録に向け調整中となっております。空地バンク制
度を推進することで、地域の活性化並びに良好な住環境の確保に努めていきたいと考
えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 制度の中で、空地バンクに登録できる空地は、どのような空地に
なるのか、お伺いたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 登録できる空地につきましては、個人が居住を目的とし
て建物を建築することができ、現在、使用されていない良好な管理状態にある登記地目が
宅地と登記されている空地でございます。ただし、民間事業者の開発等による新規分譲を

目的とする宅地は除くものとしております。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 登記地目宅地に限定した理由をお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 登記地目宅地に限定した理由はとのご質問でございます。地目宅地の空地につきましては、過去にはその場所に建物があって、そこで生活しておられた方がいた空地がほとんどと考えております。

雑種地や山林等の空地に新たに宅地化するのではなく、過去に建物があったけれども、現在は使われていない、いわゆる既存ストックの利活用を図ることで、スポンジ化の抑制を図りまして、市街地の活力の維持に努めてまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） わかりました。次に、小項目③に移らせていただきます。

小項目③、管理されていない空家・空地対策についてですが、現在の対策状況についてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 管理されていない空家・空地とのご質問でございます。空家に関しましては、平成25年度から、条例に基づく行政指導を開始しまして、平成27年の空家対策特措法の施行を踏まえ、平成28年度に計画策定や現況調査を実施した後、空家対策特措法及び条例による行政指導を実施いたしました。

5月までの累計でございますが、274件の情報提供を受理しまして、行政指導を実施しました。そのうち105件につきましては、適正な管理状態に戻った案件があり、先ほど、空地バンクでの答弁のとおり、57件は解体、除却されました。しかしながら、現在も112件はいまだに改善に至らず、法及び条例に基づく行政指導を行っている次第でございます。

続いて、空地に関してでございますが、環境保全課において、笠間市住みよい環境条例の基づき、空地の適正管理に関する行政指導を行っております。平成29年度の指導状況は、情報提供78件、除草等により改善に至った件数は59件で、75.6%が解決となっております。

先ほど答弁しましたとおり、空地も有効な既存ストックと考えておりまして、環境保全課と空家政策推進室が連携しまして、所有者に対する行政指導の際に、空家・空地バンク制度のパンフレットを同封しまして、空地バンクへの登録による利活用を促しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 空家の指導状況については理解しました。新聞で報道があった財産管理制度を活用の空家と、特措法に基づく命令を行った空家について、少し詳しく教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 財産管理制度活用の空家につきましては、平成29年度から対応を行ってまいりましたが、所有者の特定が困難で、指導対象者が特定できない状況にありました。

空家対策特措法の施行によりまして、一定の調査権が与えられたことから、税情報の活用や他市町村への戸籍照会が可能となりまして、詳細な調査を実施したところ、相続人5名の方がおりまして、そのうち4名が相続放棄している状態でした。残りの1名につきましては行方不明で、不在住通知によりまして、住民登録が職権で抹消されたことが判明いたしました。

そこで、費用の回収は困難でありますけれども、所有者不明でも実行できる空家対策特措法に基づく略式代執行、これの実施を検討していましたが、他県でございますが、埼玉県で川口市で先進的な取り組みを行っている民法の規定による財産管理制度、これの活用を検討をいたしまして、費用回収のめどがないまま略式代執行を実施するよりも、家庭裁判所に申し立てて、予納金を納めて、それで裁判官から選任を受けた管財人が財産の精算を実施いたします財産管理人制度、この制度の活用が費用回収等の面を考慮して有効と考えまして、県内で初めて申し立てを行い、現在その財産管理人が資産調査を実施している状況でございます。

次に、特措法による命令措置についてでございますけれども、こちらについても、平成25年から条例に基づく行政指導を開始いたしまして、平成29年6月に、空家対策特措法に基づく特定空家と判定しまして、法に基づく行政指導を開始いたしました。指導に従わないため、同年10月、勧告を実施いたしました。それでも改善が見られないため、本年5月に、こちら県内で初めてでございますが命令の措置を行ったものでございます。今後、7月に設定いたしました措置期限までに改善が見られない場合、行政代執行法に基づく建物除却の措置を適用するか検討してまいりたいと考えております。

空家対策特措法に基づく略式代執行との違いでございますけれども、行政代執行法による代執行は、費用徴収に関しまして、国税徴収法に基づく滞納処分の例による強制徴収が認められております。このことから、市内在住の所有者に対しまして費用請求を行うこととなります。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 詳細な説明ありがとうございました。財産管理人制度、空家対策特措法に基づく命令措置、どちらも県内初の取り組みとなりますので、大きな成果が出ることを期待しております。今後につきましても、県内先進自治体として、市の大きな課題である空家・空地問題に積極的に取り組んでいってください。以上で大項目1を終わります。

次に、大項目2、消防団からの要望について、小項目①、消防団車両について。現在の団員の免許取得状況を見ると、若い団員は、オートマチック限定の免許取得者が多く見ら

れるほか、昨今、消防団に入団したい若い人たちが、オートマチック限定で消防車両が運転できなく、入団できないと聞いており、笠間教習所に聞いたところ、過去5年間の20歳から25歳のオートマチック限定の免許取得率は、平成25年度で12.3%、平成26年度で14%、平成27年度で15.3%、平成28年度で13.7%、平成29年度で25.3%であり、過去5年間で右肩上がりであり、友部教習所ではこれ以上と考えることから、各消防団に配備されている車両というとマニュアル車であるところから、新入団員を確保するに当たって、事務局として、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 消防長安達裕一君。

○消防長（安達裕一君） 1番田村議員のご質問にお答えいたします。

平成30年4月に、笠間市消防団33個分団に対して、運転免許証取得状況等の調査を実施いたしました。その結果、オートマチック車限定免許の取得者は、平成30年5月31日現在、7名という結果でございます。笠間市消防団員の総員数は、6月1日現在で664名でございますので、全体の1%になります。

現段階での消防団車両についてはマニュアル車ではありますが、運転可能な状態でございます。また、平成28年度から、消防団車両の更新は、オートマチック車を導入し、新入団員確保として、平成28年度は第16分団へ、平成29年度には第26分団へ配備し、運用してございます。

今後は、経過年数が20年以上の消防車両が十数台あり、老朽化及び部品調達等の困難により購入を計画的に予定しております。平成30年度に2台購入を予定しており、この車両もオートマチック車を予定してございます。これにより、オートマチック車限定の運転免許取得者であっても、各消防団への入団は可能でございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） わかりました。次に、小項目②いきまして、小項目②、助成金について。小項目①に関係することではありますが、免許取得内容をこのままの状態の新入団員を従来どおり確保していくのであれば、オートマチック限定免許取得者が免許の限定解除を行う際、行政として免許取得者にかかる補助金等の制度などを考えているのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 消防長安達裕一君。

○消防長（安達裕一君） 平成29年3月12日に施行された道路交通法の改正により新設された準中型免許とは、重量3.5トン以上、7.5トン未満の車両を運転できる免許でございますが、一方、普通免許の上限を、5トン未満から3.5トン未満に引き下げ、改正後は3.5トン以上の車両が運転できなくなりました。

総務省消防庁は、団員が取得するのを平成30年度から財政支援するとし、団員に教習所の費用を助成している自治体に対し、金額の一部を交付税で手当てするといったしました。しかし、各消防本部でも対応を始めたところが大半を占めており、今後、他の自治体及び

各消防本部の動向を見ながら検討してまいります。

また、平成30年4月以降、消防団車両の運転者の確保が、今後、難しくなることが懸念されており、消防庁では、普通免許でも乗れる小型の消防車両の導入も考えていると、先日新聞報道がされました。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 準中型免許は2種類あり、準中5トン限定ではマニュアル車、準中型オートマチック5トン限定マニュアル車も運転ができるそうであり、条件つきで補助金制度をフューチャー的に考え、検討課題にしてもらいたいと思います。答弁は結構でございます。

次に、小項目③、消防団の充実、強化。消防団員の出動手当の値上げをフューチャー的に考えているか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 消防長安達裕一君。

○消防長（安達裕一君） 消防団の充実強化との質問でございますが、消防団員の出動手当につきましては、国からの地方交付税算入額が7,000円となっております。

交付税の積算根拠であります。人口10万人で分団数15個分団、団員数570人で計算されております。対する笠間市は、平成30年4月1日現在、人口7万5,098人、分団数33個分団、団員数665人でございます。

平成28年4月1日現在、茨城県内の1回当たりの出動手当の平均額を見ますと、火災出動が2,618円、風水害2,627円、各種訓練2,106円となっており、笠間市は、一律2,000円の支給額でございます。また、平成30年4月から笠間市消防団が33個分団に統合し、新たな消防団整備計画により、老朽化した詰所の建てかえや消防団車両の更新事業があるため、出動手当の見直しについては、現状を維持してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 統合したばかりでありますから、なかなか難しいと思われませんが、ほんのわずかでもいいから、出動手当をプラスにすれば、団員のモチベーションが上がり、強烈なモチベーター、外発的なモチベーターになり、維持させる特効薬になるので検討課題にしてもらいたいと思います。答弁は難しいでしょうから、結構です。

次に、小項目④、OB消防職員、OB消防団員の活用について。大規模災害時の消防団の位置づけ等についてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 消防長安達裕一君。

○消防長（安達裕一君） OB消防職員、OB消防団員の活用についてのご質問でございますが、昨今、首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧される中、多様化する災害や増加する消防団の役割に対応するには、消防団員の確保が必要となることから、国でも平成29年10月から消防団員の確保、方策に関する検討会を開始し、消防団

員の確保等に関して検討を行ってきたところでございます。

また、例年3月から4月にかけて、消防団員の退団が多いことや、新入団員を多く望めない今、大規模災害の備えの一環として、入団経験5年以上のOB団員やOB消防職員等を活用した災害対応が必要不可欠と考える次第でございます。なかなか難しい面もございますが、大規模災害限定で出動していただき、基本、団員だけでは対応できない活動や事業所等で所有する資機材等を用いた活動に従事していただける大規模災害団員の積極的な導入が急務であると考えてございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 答弁は結構でございますが、OB消防職員やOB消防団員が災害時出動した際に、けがや保険加入等の問題が多々あると思われまして、小項目①から小項目④までの質問の予算的なことも難儀でしょうから、笠間市市民の安全安心生活を重視して、笠間市消防団のさらなるレベルアップを期待いたしまして、大項目2から大項目3の質問に移らせていただきます。

大項目3、下水道施設の管理について質問します。小項目①、笠間市手越地内圧送管改修についてお伺いします。

手越地内の圧送管改修工事が予定されていますが、この圧送管はどのエリアの汚水を圧送しておりますか。また、今回の工事を実施することになった理由につきましては、硫化水素による管路の破損が発生したため、管の劣化が激しい箇所の修繕工事と推察いたしますが、管路の布設がえ工事を実施するに当たり、破損原因の硫化水素対策等を検討した上で管種決定しているのですか、また、どのような管種による布設がえを実施するのか、なお、今回、外周工事を実施しない箇所については、今後、どのような対応を実施していくのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長市村勝巳君。

○上下水道部長（市村勝巳君） 1番田村議員の質問にお答えいたします。

手越地内の圧送管改修についてのご質問でございますが、下市毛ポンプ場を起点といたします手越地内の圧送管につきましては、笠間友部幹線で、笠間地区の汚水を下市毛ポンプ場から南吉原地内を経て、手越地内の国道355号までの約3,500メートルの区間において、圧送管500ミリ、ダクタイル鋳鉄管にて、平成6年より浄化センターともべへ送水しております。

主に、硫化水素が原因の管の腐食により管路の破損が確認されたため、約500メートルにつきまして管路の布設がえ工事を実施するものでございます。改修工事の際して、管種の決定につきましては、硫化水素に対して十分耐える構造及び材質であることや、工事費、将来の維持管理費等を考慮し、エポキシ樹脂を塗膜したダクタイル鋳鉄管を採用しております。今後の対応としましては、改修した以外の区間におきましても、管路の劣化状況を把握し、必要に応じ、改修工事を実施してまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 圧送管改修に際して、エポキシ樹脂を塗膜したダクタイトル鉄管を採用し、硫化水素対策に努められていることがわかりました。笠間地区からの重要な汚水幹線なので、早急な改修と維持管理を今後ともよろしくお願いいたします。

次に、小項目②、硫化水素対策について、お伺いいたします。

管路で硫化水素の影響を受け、腐食の起りやすい箇所があるとすればどういう箇所なのか、また、下水道管路の主な管材として、ヒューム管、塩化ビニール管等がありますが、硫化水素に対する製品の特性や現在どのような管種を使用して管路を施工しているのか、また、過去に施工した口径の大きい幹線管路につきましては、ヒューム管で施工されていると推測されますが、管の腐食対策についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長市村勝巳君。

○上下水道部長（市村勝巳君） 硫化水素対策についてのご質問でございますが、下水道管路が劣化する主な原因といたしましては、硫化水素の影響による劣化で、管路における汚泥の滞留時間等による酸素不足が原因と考えられます。また、腐食の起りやすい場所は、落差のあるマンホール、圧送管からの吐き出し口付近などが懸念されます。

次に、硫化水素に対する管材製品の特性といたしましては、ヒューム管などのコンクリート製品と比べて、塩化ビニール管は耐薬品性にもすぐれており、腐食に生じにくい特性を有しております。

現在、新設の下水道管につきましては、塩化ビニール管で施工しておりますが、過去に施工しました口径の大きいヒューム管などの管路につきましては、カメラ調査を実施し、劣化箇所を塩化ビニール等での内面被覆による管路更生工事や、管路の布設がえ工事を実施している状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 下水道における硫化水素対策について、腐食の生じにくい塩化ビニール管の採用や、過去に施工したヒューム管等の管路更生工事にも取り組まれているとの答弁があり、安心いたしました。特に幹線管路につきましては、破損しますと、市民生活への影響が大きくなりますので、破損事故等の防止対策をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、小項目③、ディスポーザーの設置について、お伺いいたします。

ディスポーザーとは、台所シンク下に設置可能な機械で、調理中に出た生ごみを排水口に直接投入することにより、生ごみを粉砕し、処理するもので、住居内に生ごみをためておく必要がなく、においも抑えることができ、また、ごみ出しの量も削減され、近年、注目度が上がっている製品であります。そこで、笠間市の公共下水への接続は可能なのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長市村勝巳君。

○上下水道部長(市村勝巳君) ディスポーザーの設置についてのご質問でございますが、ディスポーザーには、破碎した生ごみをそのまま下水道に流す単体ディスポーザーと、ディスポーザーで破碎した生ごみを排水処理部で処理し、その処理水のみを下水道に流すディスポーザー排水処理システムの2種類がございます。

単体ディスポーザーが使用された場合、下水道に沈殿物が増加し、下水の流れを阻害するおそれがあります。さらに、沈殿した有機物等が腐敗することで悪臭や硫化水素を発生させ、下水道管やマンホールなどの下水道施設の劣化をさせる原因にもなることから、笠間市としては使用を認めておりません。

処理水のみを下水道に流すディスポーザー排水処理システムにつきましては、市の取り扱い要綱に基づき、日本下水道協会の認証を受けた製品で、下水道施設の機能や構造を保全するために、維持管理業者に委託し、排水処理システムの機器点検、汚泥清掃などの適切な維持管理が行われる場合に限り設置を認めております。現在のところ、笠間市においての設置箇所はございませんが、今後、設置を検討される場合には、下水道課までお尋ねいただきたいと存じます。

○議長(海老澤 勝君) 田村泰之君。

○1番(田村泰之君) 生ごみを碎いて直接下水道へ流す単体ディスポーザーは、下水道施設に影響があり、設置できないが、排水処理システムによる処理水のみを下水道へ流すディスポーザーシステムであれば、市の要綱に基づき設置可能ということがわかりましたので、市民の方々よりの問い合わせがあった場合については、よろしく願いして次の質問に移らせていただきます。

次に、小項目④、排水設備計画確認申請書の内容についてお伺いします。

下水道に接続し、汚水を処理する場合は、排水設備計画確認申請書を下水道課に提出し、下水道条例に基づく確認通知を受けた後、工事を実施し、工事完了後、検査を受け、使用を開始するわけですが、排水設備を計画し、工事実施するのは、排水設備主任技術者の資格を有している者のため、計画確認申請書内の記載事項の一部、例としては縦断図等を簡略化できないのか、お伺いいたします。

○議長(海老澤 勝君) 上下水道部長市村勝巳君。

○上下水道部長(市村勝巳君) 排水設備計画確認申請書につきましては、下水道法施行令、笠間市公共下水道条例及び下水道排水設備指針により、位置図、平面図、縦断図などの記載を義務づけております。これらの記載内容は、建物からの汚水を下水道に支障なく衛生的に排除することを目的としており、完了検査時には、接続状況、排水勾配などの確認、及び家屋の増改築に伴う排水設備計画の変更時にも必要なものと考えております。排水設備計画確認申請書の記載内容の簡略化につきましては、下水道排水設備指針の改定時に対応すべきものと考えておりますので、今までどおりの記載をお願いしたいと存じます。

○議長(海老澤 勝君) 田村泰之君。

○1番（田村泰之君） 建物から下水道施設へ汚水を支障なく衛生的に流すために、条例及び指針等で定められている基準により申請することから、現行では、これ以上簡略化できないことを理解いたしました。創意工夫して簡略化できるよう努力してもらいたいと思います。

下水道は、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図る上では重要な施設でありますので、引き続き施設管理に対する努力をお願いいたしまして、大項目3の下水道施設の管理について質問を終了いたします。

これで議席番号1番市政会田村泰之の一般質問を終了させていただきます。懇切丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（海老澤 勝君） 田村泰之君の質問を終わります。

ここで1時50分まで休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時50分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10番野口 圓君の発言を許可いたします。

〔10番 野口 圓君登壇〕

○10番（野口 圓君） 10番野口 圓です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。一問一答方式で行いますので、よろしく願いいたします。

大項目の1番目、民泊についてお伺いします。2017年6月に、住宅宿泊事業法が成立し、本年6月15日より施行されます。この住宅宿泊事業法は、自宅やマンション等の空き部屋などに観光旅行者を有料で泊めることのできる法改正であります。

2017年の訪日客は、2,869万人と過去最高を記録しました。その消費額は4兆円を突破しております。政府は、オリンピックの開かれる2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の訪日客を目標にしています。我が笠間市は、菊まつり、つつじまつり、陶炎祭など、多くの観光客を迎えておりますが、大型の宿泊施設が少なく、宿泊客をふやすことが笠間市の課題であります。

さて、新しい制度では、家主が県に届け出ることが必要となりますが、受け付けは、ことし3月15日から始まっております。そこで、質問いたします。笠間市内からの届け出者の確認はされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10番野口議員の質問にお答えします。

届け出がされているかということでございますが、届け出のほうは、まだされておられません。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 次に、民泊スタートに向けて、市では、どのような取り組みをなされているか、お伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 民泊に向けた取り組みということでございますが、住宅宿泊事業法の施行に先立ちまして、平成28年度から、市内各種団体と、民泊について勉強会をスタートさせております。その後、検討会へと発展いたしまして、本年3月に、市内の団体、個人へ呼びかけを行いまして、民泊の推進を行うための笠間ふれあい体験旅行推進協議会を設立しております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ふれあい体験旅行ね。3点目、民泊に対する相談窓口は設けられていますか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 相談窓口ということでございますが、相談窓口としましては商工観光課になります。住宅宿泊事業法の概要、書類の届け出先などの対応をしておりますが、届け出先につきましては、茨城県の保健福祉部、保健衛生課になっているため、相談に来られた方はほとんどありません。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） まだ、来ないということですね。この民泊に対する啓蒙活動はどのようなことをされていますか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 啓蒙活動でございますが、啓蒙活動といたしましては、市のホームページに住宅宿泊事業の内容を掲載しております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） それだけ。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） それだけでございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 笠間市としては、この民泊を、どのように捉えているかをお伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） どのように捉えておるかということでございますが、東日本大震災の後、宿泊施設等の廃業もありまして、宿泊施設が減少している状況を踏まえますと、今後、この外国人旅行者等の受け入れも考えまして、宿泊施設の充実を図る上では、民泊は必要ではないかと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 必要ではないと言った、今。最後。

〔「必要である」と呼ぶ者あり〕

○10番（野口 圓君） わかりました。今現在、市内で旅館業法による宿泊可能な人数はどのくらいになりますか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 笠間市の宿泊可能人数は、現在何名かということですが、笠間観光協会、笠間市商工会に加盟する宿泊施設について12施設であります、収容人数は合わせて約560名となっております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 水戸のホテルなんかでも、なかなか予約がとりにくい状態がずっと続いているのですが、宿泊先があれば、どのくらいの観光客が市内に宿泊されるというふうにお考えになっていきますか。また、調査か何かやっていますか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 調査についてはやっております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 予想数もちよっとわからない。想定なしね。宿泊した場合と宿泊しない場合の観光客1人当たりの落としていくお金は、具体的に見積もられていますか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 宿泊ありとなしの観光客1人当たりの消費額ということですが、平成28年の茨城県による観光動態調査によりますと、1人当たりの観光消費額として、宿泊では2万4,655円、宿泊なしでは3,921円、全体では6,600円ということになっております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） そうですね、宿泊料がそのままのってきますから、2万円近い差が出てきたということですね。

この住宅宿泊事業法は、さまざまな規制がありまして、営業日数は180日以内とか、消防法関係の規定とか、トイレの数などもありまして、旅館業法に準じた規制があります。丁寧な指導でスタートできるように体制を整えていただかなければならないのですが、そのような体制は整っていますでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 民泊の啓発の推進とともに、NPO法人で行っている体験学習を伴う教育旅行の受け入れなどを支援する、それから交流人口の拡大や地域活性化を図り、笠間ならではの体験旅行の充実に努めまして、市民が主役の観光地を目指してまいります。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 前々から、笠間はホテルが欲しいなという皆さん思いがあるのですが、なかなかそれが、ホテルがやってこないという現実があるわけですね、ですからこの民泊法のスタートは、笠間にとっては非常に大きなチャンスなんです。ですから、きちんとそれを取り組んでいただいて、笠間に民泊ができる家が何軒もできて、観光客が泊まっていただけるような笠間市になっていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。これで質問をおしまいにします。

次に、大項目の2番、農業後継者についてお伺ひします。

現在、農業に従事されている方々の高齢化と農業後継者不足の問題がずっと取り沙汰されております。質問させていただきますが、ここ10年の農業生産者の数の推移をお伺ひしたい、また、あわせて生産額も一緒にお願ひしたいと思ひます。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10番野口議員のご質問にお答えいたします。

農業生産者数とその推移、生産額の推移についてでございますが、農業生産者数につきましては、農林業センサスによりますと、平成27年度の本市の農業従事人口は6,659人となっており、平成17年度の農業従事人口の9,538人と比較しますと、10年間で2,879人が減少しております。

次に、農業政策額の推移につきましては、農林水産省によります市町村別農業産出額推計によりますと、平成27年度の本市の農業産出額は78億3,000万円となっており、前データと出展は異なりますが、平成17年度の農林業センサスによる農業産出額は79億9,000万円と比較しますと、10年間で1億6,000万円の減額となっております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 人数は大きく減っているのに、金額的にはさほど変わっていないという姿ですね。概算で結構ですので、この10年先の生産者の数と、予想していればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10年後ということでございますが、農業生産者は、これからは減少していくと思われまふ。本市におきましても、直近5年間で72名の方が新規就農されておりますが、引き続き関係機関と連携して、新規就農の確保に取り組んでいきたいと思ひております。

農業生産額を維持していくために、本市といたしましては、農地の集約化による規模の拡大、今後さらに農業技術の開発により新たな機械施設等の導入支援を行い、生産額の向上に努めていきたいと思ひております。また、10年後、西暦2025年で推定しますと、約6,300人の従事者になるのではないかと推測しております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 6,300人になるということ。今、だって6,659人だから、250人ぐ

らいしか減らないということですか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 2015年の国立社会保障・人口問題研究所の推計というのがありまして、笠間市の人口率を農業者に当てはめますと、20年後には、現在の農業者数が17%減少するというような推計も出ております。それからいきますと、2035年は5,500人というような推計が出ておりますが、2025年だと、同じような推計でいきますと6,300人というような数字が出ております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 大差ないのがちょっと不思議なのですけれども、今、私は68ですけれども、農業に従事されている方は、ほとんど私と同じとか、私より上の方が非常に多くて、このまま農業を続けられないよな、後継者もないという切実な状態の方が大勢いらっしゃるの、今お答えいただいた数字はいかがかなというような感じなのですけれども、笠間市では、今の農業の現状をどういうふうに捉えていらっしゃるかお伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 農業生産者の現状をどのように捉えているかということですが、農業生産者の現状でございますけれども、市の農業生産者の現状につきましては、全国の傾向と同様に、高齢化や担い手の減少が進行しており、新規就農者や後継者の確保、育成が重要であると考えております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。結構、安定した捉え方をしているのね。ことし3月に、笠間市農業振興基本計画というのが発刊されまして、この中に、具体的な問題点と、そして、その問題解決の話は載っているのですけれども、具体性がちょっと乏しいかなというふうには感じを受けました。しかし、先ほど、72名の新規就農者が出たという話もありまして、笠間市は、さまざまな取り組みをしておりますので、そこら辺を伺いたいと思います。まず、クライנגルテンの現況と日帰り農園の部分も一緒にお願いしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） クライנגルテンの現況でございますが、都市と農村による農業活性化、地域農業の振興を目的といたしまして、平成13年に一部オープンしまして、その後、平成14年に全体オープンとしておりまして、現在18年目に入っているところでございます。

オープン以来、空き区画はなく運営してまいりましたが、去年、平成29年には、1区画が空き状況ということになっておりまして、平成30年におきましても、現在43区画、7区画が空きという状況になっております。

また、日帰りの農園についてでございますが、50区画の利用状況につきまして、平成27

年度が42区画、利用率84%、平成28年度が46区画で92%、平成29年度では40区画で80%、平成30年度は33区画で66%というような状況になっております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） このクラインガルテン利用されている方は、ほとんど市外の方ですか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 平成30年で申しますと、県内の方が7名、それから、それ以外の方が、36名の方が県外ということになっております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 生き活き菜園はなさかの市民農園の取り組みをちょっと教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） いこいの家「はなさか」に隣接いたします、生き活き菜園はなさかにつきましては、自然、健康志向、食の安心安全、野菜づくりを通した生きがいづくりなど、住民ニーズに応えるため、また、耕作放棄地有効活用を図ることを目的に平成19年4月に開設されております。

利用状況といたしましては、生き活き菜園はなさかの平成30年度の利用状況は、84区画のうち77区画となっております。91.66%の利用率でございます。現在、毎週日曜日に指導員による講習会を実施し、利用者に野菜づくりの指導を行っております。また、年2回の交流会を行い、市民のレクリエーションの場として農業体験する施設となっております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。ありがとうございます。

次に、この農業振興基本計画書の中で、さまざまな課題が提示されているのですが、40ページに、課題とそしてその解決のアイデアが20項目ぐらい出ております。この中で、着手したり実施したものはございますか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 40ページの中で、実現したものということでございますが、新規就農を促す仕組みをつくるということと、それから笠間市には、充実した新規就農支援策があり、PRを行う、それから林道の整備で森林の管理を進める、害獣処理の仕組みをつくるというようなことが実現しております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。一応取り組みを進めているということになるよね、出しただけではないということがはっきりした。

次に、新規就農者について伺います。先ほど72名というのがありました。2012年に11名、

2013年に13名、2014年、13名、2015年、20名、2016年に16名、これで73名なのですが、2017年は何人だったのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 2017年につきましては、現在集計中でありまして、調査中でございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） これらの新規就農の方々は、どのような農業に従事されているか、お伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） どのような農業についているかということでございますが、平成28年度で申し上げますと、果樹、これはクリです。これが1件、それから花卉、ハナモモでございます1件、それから露地野菜、こちらが多品目有機野菜、トウモロコシ、レタスで3件、それから施設野菜、これはトマトになります、1件、それと水稻が7件、それから雇用就農として2名ということで、合計で15名ということになっております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） こういう方は、今まで農業をやっていた方、もしくはやっていない方というふうに分けては集計はとっていないかな。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） これらの方は、ほとんど農業の経験がない方となっております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） こういう方は、なかなか研修をしなければ就農できないと思うのですが、研修のざっとした内容も教えていただきたいのですが。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 研修内容でございますが、水稻と土地利用型や野菜などの園芸作物、果樹、花卉、花木、畜産等、研修の内容によっては、作物によって異なります。就農研修は、研修先によっても異なりますけれども、農業大学、それから鯉淵学園、日本農業実践学園などの専門学校では、農作物に関する基礎的な部分を広く浅く学んでおります。また、先進農家での研修となりますと、その農家の作物に関するより専門的な生育方法について学びます。

学ぶ内容といたしましては、耕起、播種、生育管理、収穫までの一通りの生産技術、それから土壌改良、消毒、農薬に関する知識、出荷作業、生産の記録管理、販売流通にかかわる経営手法などもございます。また、畜産であれば、生産技術が飼育技術等に変わってきます。そのほか、トラクター等の重機の運転、それからパイプハウスの施設の建て方なども習っております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ありがとうございます。ほとんど網羅されているということですね。この新規就農者獲得のための案内とか広報は、どのようにされているかお伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 新規就農者の確保に向けては、国、県が開催しております就農相談会、これに参加しましたり、市のPRや就農受け入れに対する支援説明等を実施しております。昨年度は、東京都有楽町の国際フォーラムやイーアスつくばなど、5回の相談会に参加しております、合計41名の就農希望者に説明を行っております。その後、市内において農場見学や農業体験を実施したところ22名の参加というようなことがありました。その結果を、活動とかを受けまして、市内農業者のもとで研修を受けて7名の方の花卉、野菜、水稻、果樹農家として新たに就農しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。さまざまな手を打っていただいているのはありがたいと思います。それから、農業振興計画書の9ページに、83%の人が後継者が決まっていないうふうにありますけれども、農業後継者の問題で、どのような対策をとられていらっしゃるか、お伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 農業後継者問題をどのように考えているかということですが、本市における農業後継者の実態といたしましては、市で実施いたしました農林業振興基本計画作成時の調査によりますと、農業後継者がいると回答した方が18%、いないとした回答が51%、現時点では未定とした回答が32%となっております。そのような中、自分の親族以外から後継者を見つける県の制度であります農の雇用事業を紹介しており、市内においても、本制度を活用し、第三者に農地、機械、農業技術を引き継ぐ事例が出てきております。

また、市の補助事業といたしましても、第三者に樹園地を引き継ぐ樹園地継承支援事業を創設しております。本事業は、樹園地を手放す農家、引き継ぐ意思のある方、第三者に技術を指導する農家に対する支援で、この制度を利用した事例も出てきております。市といたしましては、新たなスタイルであります第三者継承の事業推進とあわせて、農地中間管理事業等による農地の集積や地元後援者の育成などに努めてまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 今、農地の貸与とそれから農機具の貸与というお話しましたよね。具体的に、どのぐらいそういう、何というかな、後継者がいないところに新しい人がチェンジして耕作地を請け負ってやっているのかわかります。

- 議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。
- 産業経済部長（古谷茂則君） 農地中間管理機構の取りまとめている面積でございますが、430ヘクタールほど取りまとめている現状でございます。
- 議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。
- 10番（野口 圓君） 何人ぐらいになるのですかね。
- 議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。
- 産業経済部長（古谷茂則君） 198名ということになっております。
- 議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。
- 10番（野口 圓君） そうですか、すごいですね、こういうのが既に行われているということですね、わかりました。いわゆる農地、昔から習慣では、農地を貸すと、その後のいざこざというか法律的な問題が起こったり何だか、なかなか貸し渋っていた実態が長くあったのですけれども、そうすると、今は、そういう法律的なトラブルなんかもきちんと避けて、スムーズに貸したり、返還したりすることができるようになってきているということですかね。
- 議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。
- 産業経済部長（古谷茂則君） 議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。
- 議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。
- 10番（野口 圓君） 今、定年を迎えた団塊の世代の方が大勢いらっしゃって、その方たちも、農機具が簡単に借りられたり、耕作地が小規模で借りられたりしたら、農業をやってみたいなと思っている方も結構いらっしゃるのじゃないかというふうに思っているのですけれども、そういう方に対する取り組みというのは何かありますか。
- 議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。
- 産業経済部長（古谷茂則君） 農機具を貸し出す制度についてでございますが、市が農機具を保有することになりますと、維持管理の諸経費、それから保管場所等の問題も生じる観点から貸し出し制度はございません。今後も引き続き、新規就農者や認定農業者及び農業規模拡大意欲のある担い手に対応して、機械、施設の導入に要する支援をしてみたいと考えております。
- なお、クラインガルテンにつきましては、それから、「はなさか」ですね、こちらにおきましては、農機具類の倉庫を併設させていただきまして、施設利用者に対しての貸し出しはしております。
- 議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。
- 10番（野口 圓君） わかりました。少し明るい光が差したような気がします。ともあれ、でき得る限り手を打っていただいて、農業後継者が、後継者がいないところでも、農地が農地として利用されるような働きかけをよろしくお願いしたいと思います。以上で農業後継者の問題は終わります。

次に、大項目の3点目の中小企業の活性化についてお伺いします。

農業後継者の不足の問題とともに、日本の屋台骨を支えている中小企業の経営者の後継者不足が大きな問題となっています。平成20年5月に、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律が成立し、相続税や贈与税の納税猶予制度が創設されましたが、後継者不足の問題はさらに根が深く、今後の対応のいかにかかっているというふうに私は思います。

2014年の日本における企業数は、大企業が約1万社、中企業が56万社、小企業が325万社で、合計すると382万社ですか、ほとんどが中小企業であります。そしてその経営者の年齢は、中企業で平均67.7歳、小企業で70.5歳、高齢化がピークに達しております。この15年で、日本では100万社が既に減少しております。

ことしから、毎年数十万人の経営者の引退が始まると思います。国では、平成23年より事業引き継ぎ支援センターを設けて、平成27年度までに1万5,000件の相談を受け、672件の事業引き継ぎの成果を挙げています。

さて、笠間市の中小企業の実態をお伺いしたいと思います。市の中小企業の数、そしてその推移、生産額をともにお願ひしたい。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 市内事業者の数とその推移、その生産額の推移についてでございますが、統計調査によりますと、市内の事業者数につきましては、合併時の平成18年には3,883事業所であったものが、平成28年では3,384事業所となり、約13%減少しております。また、事業所の製造出荷額等につきましては、統計調査の結果として公表されているものは、従業者4人以上の事業所の製造出荷額となりまして、合併時の平成18年には1,779億円であったものは、平成28年では1,468億円となり、約17%減少しております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 笠間市として、この現在の中小企業の現状はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） どのように現状を捉えているかということですが、人口減少や景気低迷が続いたことによりまして、市内事業者数及び製造品出荷額等は減少傾向にあります。経営は厳しい状況にあると思われまます。そのような中、支援制度の利用や大学との連携により新製品を開発し、新聞等の報道により、成功事例として注目されている事業所もございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） どういう展望を持っているかという質問したいのですけれども。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 経営に対する今後の展望ということですが、少

子高齢化、人口減少が急激に進行する中、中小企業は、中長期的な需要の先細り懸念をしている現状にあると考えております。こうした現状におきまして、どのようにして積極的な企業活動を出していくのが課題であると認識しております。

笠間市といたしましては、国の支援制度を活用しながら、企業の新たな設備投資を促進し、茨城県の協力をいただきながら、新たな技術、製品、サービスの実現に着実につなげていきたいと考えております。また、国内市場におきましては、人口減少から需要の先細りが推測されます、海外販路開拓、海外進出によって新たな市場を開拓する意欲ある中小企業には、知見を有しております茨城県中小企業公社などと連携いたしまして支援していきたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 茨城県の中小企業公社というのは、どういう仕事をされているのですか。

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩します。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開します。

産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 済みませんでした。茨城県中小企業公社といたしましては、相談窓口といたしまして、専門家の相談の運営事業、茨城県よろず支援拠点とか、それから経営技術の相談、これが中小企業エキスパート派遣というようなことになっております。それから専門家による基盤強化支援、海外販路拡大支援というようなことを行っております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 海外販売支援といったの、具体的にどういう形になるのかな。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 海外販路開拓に関する支援制度につきましては、代表的な支援制度として、中小企業基盤整備機構の中小企業小規模事業者海外展開戦略支援事業、それから経済産業省のJAPANブランド育成支援事業などが挙げられます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ちょっと言葉だけで意味はわかりません、わかりました。

次に、小項目の3の問題に入ります。事業承継の問題です。ある研究所が行ったアンケート調査で、60歳以上の経営者の50%が廃業を予定しているとありました。特に個人事業の場合は68%の人が自分の代で廃業するとのことでした。廃業する理由として挙がっていたものは、1番、初めから自分の代でやめようと思っていたが40%、2番、後継者がいな

いのですが31%、3番、事業に将来性がないのが29%となっており、後継者の問題がクリアできれば、30%の事業所が存続できる道が開けるわけです。

また、別のアンケートで、廃業した事業主で、どこにも相談しなかった方を対象にした調査では、相談しても解決するとは思えなかったが40%、相談しなくても何とかなると思っていたが22%、相談に来ることありまして、相談に来ること自体が高いハードルになっているという状態であることがわかりました。ここで、質問いたしますけれども、担当課では、中小企業の事業承継のための相談窓口は設けられていらっしゃるでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 窓口のほうは、商工観光課内に相談窓口を設置しております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） この事業承継で悩んでいる方々に、このような窓口が設けてあって、ご相談に応じますというような広報は行っていますか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 相談窓口の開設のことは行っております。また、アンケート等も行っております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 概略でいうと、要するに、団塊の世代が高齢者の入り口に差し加かって、日本を支えている中小企業がぞっくり後継者がいなくなっちゃうという、はっきりいって地方を支えているのは中小企業ですから、それで、人口の、雇用の7割近くが中小企業に入っているわけですから、そういう中小企業が、がたがたになっちゃうと、日本そのものががたがたになっちゃうわけですよ。

事業承継の問題は非常にデリケートで、その事業所、事業所によって内容が全然違ってきますから、窓口を設けて、それをきちんとした専門家に、コンサルタントであるとか、中小企業診断士であるとか、そういったものにつなげていかなきゃならない、そういうつなげるようなシステムができていくかどうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 専門家につげるシステムということでございますが、茨城県の中小企業振興公社、茨城県事業引き継ぎ支援センターに、笠間市の事業承継支援事業概要を説明し、事業承継を希望する事業者への指導、助言などを通じて円滑な事業承継を推進するというところで、全面的な協力を承諾いただいているところでございます。

茨城県中小企業振興公社には、主に親族や従業員を後継者に検討している事業者を、茨城県事業引き継ぎ支援センターには、主に外部からの後継者や事業譲渡、売却などを検討している事業者を支援していただきたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。体制は整えてあるということね。自分で悩んでもしょうがないのですけれども、どういうふうになっちゃうのかなというのを心配しまして、先進事例がどこかにないか当たりました。そうすると、ドイツに、ドイツという国は、もともと、かじやだとか個々の小さな個人商店みたいな、個人事業みたいなのが大勢あって今もそれを大事にしている、さまざまな援助策をとっているのですね。中小企業そのものが大きく成長しているのですね。大企業よりも成長率が高い。

ドイツの中小企業数は330万社、日本の380万社と比べると、同じように感じるのですが、人口がドイツは8,000万で、日本が1億2,000万ですから、日本の人口に換算すると、日本で480万社あって、ドイツのほうが100万社ぐらい多いのです。

ドイツでは、連邦と、それから州とそれぞれの支援策を打っています。内容がすごいですね、これ資金の助成、お金をあげる、経営相談、研究開発援助、販路紹介、販売促進と多岐にわたっています。ドイツでは、基本的に法人税安いです。大企業のみを優遇するような税制ありません。基本的に中小企業が国の中心だという捉え方をドイツはしているのです。資金調達や積極的な外国への事業展開、地域における中小企業の業績の伸長などといった部分を重点的に支援する施策を行っているのが特徴ですと、資金調達では、要するに起業、事業を起こす起業ですね、スタート資金が最高10万ユーロ、1,300万円までくれるわけです。ですからそのほかに銀行から資金を借りられる。ユニバーサル資金というのは13億まで使える、創業資金ですね。大学に在学している学生が企業を起こすことの資金や、技術革新や新しいサービスを打ち出す企業に対する融資とか、さまざまなものもあります。

また、積極的な外国への事業展開では、商工会が各都市にあって、その商工会連合会が、ヨーロッパですから、近所とってはおかしいけれども、隣の国も隣の国も全部商工会の連合会があるわけ、どこでは何が必要としている、どこでは何が売れるという情報を常に持っていて、地元の商工会に行くときすぐ問い合わせられて展開ができるというようなあんばいになっているそうです。このようなドイツの施策、事例が我が笠間市でも取り入れられないかということなのですから、いかがでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） ドイツに手法を取り入れられないかということでございます。ドイツは、産業クラスターというのがかなり進歩してまして、確かに、州政府、国がそういった中小企業の支援をしているというのが聞いております。笠間市でということですが、この政策の根幹にあります技術革新と海外販路開拓にあると考えておりまして、笠間市では、革新的な事業活動を目指す中小企業に対しまして、新製品、新技術開発や海外販路開拓におきまして、茨城県次世代技術実用化産学連携事業、それから、いばらき産業体験創造基金事業、中小企業エキスパート派遣事業などを活用いたしまして、茨城県を初め研究機関や大学等からの協力と連携度を図るネットワークの構築を進めてま

いりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 大井川知事が、5月29日付の茨城新聞で出して、茨城をこういうふうに変えるぞという、新しい茨城に挑戦する、新しい茨城というのが紙面に載りまして、そこには一部あるのですけれども、総論的にはそういうことを言っているのですけれども、具体的なのは、費用の一部として1,000万円を負担し、筑波大学とのプロジェクトに関する覚書を締結したとあるのですね、早い話が1,000万円なんです。少ないということ、この程度なんだよね。でもやっぱりハードルは高いと思うのだけれども。その次の小項目の5の問題に移ります。

税金の使い道だけでなく、税収増を図る施策はどのようなものがあるのかという質問ですけれども、これは例えば、笠間市が、モノタロウを誘致した際にとった手法のように、将来の固定資産税、将来の法人税、地域の雇用等の観点から、5億円を出資して3年間の固定資産税を免除した、非常に大胆な行動に出たなというふうに私には思ったのですけれども、このような事例は、担当課だけではなくて、市長を初め県とも連携をとりながら、多分やったんだというふうに思いますけれども、このような事例はほかにありますか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 平成29年度までの活用事業としましては、2社に対して補助金を支出しております。

○10番（野口 圓君） もう一回言って。

○産業経済部長（古谷茂則君） 2社でございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 固定資産税は3年間免除するとかというのは、もう決まっているでしょう、ですから何件も出てくるのだけれども、要するに、進出するに当たって、資金を貸すのか、あげるのか、わからないけれども、渡すというのはあるの。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 企業立地促進事業補助金につきましては、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術研究専門、技術サービス業等の事業者が、公共団体が造成した工業団地などに新たに用地を取得し、3年以内に創業を開始することを条件に、土地及び建物、据え付けの償却資産の一部を補助するものとなっております、先ほども言いましたが、現在2社ということになっております。

○10番（野口 圓君） 何件あるの。

○産業経済部長（古谷茂則君） 2件です。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。地方自治体も世の中の変化に伴って変わっていくしかないと思うのですけれども、このモノタロウのときも、恐らく相当の決断をされた

のだと思いますけれども、ぜひ、ドイツの中小企業の支援策を調べていただいて、利用できるもの、中小企業を育成するための実効性のある具体的な手が打てるところにぼんと、鐘を打つような、そういう政策をとってほしいなというふうに思っているのです。

新聞報道によりますと、地方創生に向けた当面の人口減少対策で、東京一極集中を是正するために、2019年、来年から6年間で、地方の就業者、地方に就職をする人から企業を起こす人を30万人ふやす数値目標を設定したと、現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略に続く2020年度からの新たな5カ年計画に着手とありました。支援策として、地方創生交付金により、移住者の住居確保や引っ越しなどの費用負担を軽減するほか、地方の中小企業に関する情報発信の強化、金融機関と連携し、女性や高齢者の起業を起すことを後押しするとありましたけれども、今まさに、地方公共団体が、自分たちの笠間市ではこういうサービスがありますよ、こういう手当がありますよ、こういう免除がありますよという競争時代に入ってもう5年ぐらいたっています。これからは、地方公共団体が中小企業を育てる、自分たちの国づくりじゃないけれども、市づくりかな、を始めるとい段階に入っているように感じます。どうか、中小企業を助けてやっていただけるような施策をよろしくお願ひしたいと思います。これはこれでおしまいにします。

大項目の4番目、時間がなくなってきちゃいましたので、住んでよいまち、訪れてよいまちづくりの手法は、に入ります。

小項目の1番目は、笠間市としてマーケティングを行っているかという質問なのですが、私のこの質問は、千葉県の流山市の事例に基づいています。流山市の新しい市長になった井崎さんは、自治体の総合計画は全く機能していない、理念が曖昧であり、住民が不在である。指針は不明で政策は欠落していると申しています。私が言っているんじゃないです、井崎さんが言っている。

井崎さんは、元マーケティングの仕事をしていた方で、市長になって、それを取り入れようと半年間、役所内でマーケティングの講習をしました。また、幹部に何度も必要性を訴えましたが、全く誰も賛同しませんでした。そこで、固定観念にとらわれた市役所内部の人間には難しいというふうに判断して、キャリア採用で3人の打たれ強いマーケティングのプロを期限つきで雇いマーケティング課をつくりました。彼らとともに、流山の強みは何か、どの世代に何をアピールすればよいかを練りに練って、通勤圏と森に着目、流山、つくばエクスプレスで秋葉原まで25分、緑の多い地域であります。マーケティング課は流山市が持っている森、緑、文化、健康、心地よさ、学びの機会の資源を見える化する、見せる化することで、流山市の認知度を高め、交流人口を拡大することを目標に活動を展開しました。森のマルシェ、森のナイトカフェ、市民祭り、森のフェスティバル、フェイスブックで「森のまちに住む」を企画、その結果、2005年にゼロからスタートしたイベント参加者が、2012年、7年後には12万人まで拡大、市外からの来場者も50%に達しました。子供を産むなら流山、母になるなら流山というキャッチフレーズ、30代家族の転入が相次

ぎ、人口減少の時代に人口10%も増しました。14万ぐらいだったのが十七、八万になったのです。生き生きと若返ったまちになりました。笠間市も一度、このマーケティングの手法を取り入れてみてはどうでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 10番野口議員のご質問にお答えをいたします。

文化交流都市を目指したまちづくりを進める中では、笠間市としましては、市民実感度調査でありますとか、対話型の市民意識調査といったリサーチ、議論型の審議会そして、内閣官房等が提供する地域経済分析システムのRE S A Sによるデータの把握などを行いながら、計画策定を進め、市民との関係性の構築やPRなどに努めているところでございます。

また、子ども・子育て支援事業計画など、個別計画における調査、そして転出転入時の窓口での簡易アンケートなど、各分野での取り組みを含め、マーケティングの提議における総合的な活動を進めていると考えております。

ただいま、流山の話が出ましたけれども、流山市につきましては、国勢調査では過去一度も人口が減少していないという土地でございまして、平成17年のT Xの開業時期を境に、鈍化した人口の伸びが回復して再び伸びているところでございます。近年は、30歳代、40歳代の人口に伸びがあるということで、合計特殊出生率も上昇傾向にある中で、秋葉原まで20分といった交通の便でありますとか、住環境のよさがよい点として挙げられていると聞いております。

先ほど挙げられましたように、父になるなら流山でありますとか、母になるなら流山とかというようなマーケティング課を設置しまして、シティーセールスに力点を置いているというところ、そしてプロモーションにつきましては、非常に見習うところが多いのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 要するに、笠間もさまざまな施策は同じようにやっているのですよ。それをターゲットを絞ったり、ポイントを絞ったりして訴求方法を変えたり、その結果が、例えば、人口がふえるとか、子育て世代が転入してくるとかというのがなかなか出てこない、普通出てこないんだ。そこのターゲットを絞ったというところがこれがポイントなのですよね、何を売るのか、誰に売るのか、どうやって売るのかというのがマーケティングなのですよね、それをやっておりますかと質問。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 笠間市としましては、先ほど述べましたような、市民ニーズの把握というのをやっているところでございます。それ種々の調査を行っているところでございます。その他の方法としまして、どのようなものがあるか、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） いいです、なかなか理解されないのだというふうに本にも書いてありました。

小項目の2番、人口減少に対する施策はどのようなものを行ってきたでしょうか、これは6月4日の茨城新聞に、宝島とかという月刊誌があって、ここで、住みたい田舎ベストワンとか、ベストテンとかというのがあるんですって、そこで、茨城県の常陸太田市が、住みたい田舎、子育て世代人気ベストワンになって、1番になったというのが載ったのですよ。それで、どんなような施策をしているのかと調べたら、やっぱり非常にきめ細かなたくさんの子育て世代に対する、こっちもあっちもという感じで取り入れていて、まだ、5年ぐらいしかたっていないのかな、10年までたっていないみたいなのですけれども、笠間市もさまざまな人口減少に対する施策を行っていると思うのです。その成果があったもの何かあるかということなのですよね。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） さまざまな政策を取りまとめながらやっておりますけれども、成果ということですが、国勢調査の結果を見ますと、ゼロ歳から14歳までの年少人口減少率これが平成17年から平成22年がマイナス9.7%、平成22年から平成27年はマイナス9.9%となっております。双方比較しますと、マイナス0.2ポイントの減少幅となっております。この数字を茨城県全体で見ますと、マイナス3.3ポイントの減少幅となっております。本市は減少幅が抑制されているというふうに判断しております。

いろいろな政策を組み合わせさせてやってまいりました、人口の減少でも、本市がマイナス0.8ポイントの減少幅のところ、県全体ではマイナス1.6ポイントということで、市としては人口減少は進んでおりますけれども、鉄道など、新たなインフラの整備がない中で、減少の抑制という点では成果が上がっているのではないかというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君、時間がありませんので。

○10番（野口 圓君） 減っている中でも、減り方は少し0.1小さいよということでありますね。今、富山県とか、福井県とか、長野県のそれぞれの市町村で、みんなそれぞれ工夫を凝らして、何とか減らせないようにということで、さまざまな工夫をしています。調べれば幾らでも項目は出てきますので、笠間市で取り入れられるものがあつたら、できれば取り入れて、それをやっぱり強みにするようなマーケティングを行って、人口減少を何とかしてとめたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。以上です。終わります。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、あす14日午前10時から開きます。時間厳守の上ご参集願います。
大変ご苦勞さまでした。

午後2時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 西山 猛

署名議員 石松 俊雄